

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業(別紙1の第2の<u>12簡易整備型</u>を除く。)又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。)要領別表1の事業区分の欄の1の事業(以下「防災減災事業」という。)とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領別紙2から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。</p> <p>5 本事業で実施する事業のうち、新設事業(農業用排水施設の新設)及び更新事業(農業用排水施設の変更又は廃止)の分類は別表1のとおりとする。</p> <p>6 本事業で実施する事業内容の詳細は別表2及び別表<u>6</u>のとおりとする。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第2 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業(別紙1の第2の<u>11簡易整備型</u>を除く。)又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。)要領別表1の事業区分の欄の1の事業(以下「防災減災事業」という。)とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領別紙2から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。</p> <p>5 本事業で実施する事業のうち、新設事業(農業用排水施設の新設)及び更新事業(農業用排水施設の変更又は廃止)の分類は別表1のとおり。</p> <p>6 本事業で実施する事業内容の詳細は別表2及び別表<u>5</u>のとおり。</p> <p>7 (略)</p>
<p>第5 事業の申請</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 別表2の6の農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の11月</u></p>	<p>第5 事業の申請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

末日までに、別紙1の別記様式第17号による農業構造転換推進計画を添付の上、別紙1の別記様式第18号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

6 地方農政局長等は、5の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別紙1の別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

(新設)

第11 その他

1～7 (略)

8 水土里ビジョン(土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。)の策定地区については、都道府県知事による水土里ビジョンの認可前であっても、関係者(土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は同法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長)との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる場合であれば、本事業を実施できるものとする。

第11 その他

1～7 (略)

(新設)

別記1（事業の実施に係る共通運用）

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から6までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1) （略）

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙1の第6の9に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙2の第6の3及び第6の4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後においては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) ・(4) （略）

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

（削る。）

別記1（事業の実施に係る共通運用）

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から5までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1) （略）

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙1の第6に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙2の第6の3及び第6の4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後においては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) ・(4) （略）

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

ア 産地形成促進事業

(ア) 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。

(イ) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務

ア 産地形成支援事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益

次官依命通知。)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業(以下「国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)」という。以下同じ。)の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(6)の①に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

イ 産地形成支援事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地(畑作等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地)については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地(畑作

作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第2の4に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。)

イ (略)

(6)～(7) (略)

4 (略)

5 農業構造転換特別対策事業

農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

なお、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 次に定める要件を全て満たすこと。

等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地)については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第2の4に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。

(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

ウ (略)

(6)～(7) (略)

4 (略)

(新設)

(ア) 別表 2 の 1 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (1)、(3) から (5) までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積 (以下「対策費の対象面積」という。) に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 1 ヘクタール以上となる農用地の面積の割合 (以下「1 ヘクタール割合」という。) が 1 / 2 以上であること。

(イ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合 (以下「対策費部分集積率」という。) が 85 パーセント以上となること。

(ウ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合 (以下「対策費部分集約化率」という。) が 80 パーセント以上となること。

イ 傾斜地 (受益地域内の勾配が 1 / 100 以上の地域をいう。以下同じ。) であって、次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 50 アール以上となる農用地の面積の割合 (以下「50 アール割合」という。) が 1 / 2 以上であること。

(イ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が 85 パーセント以上となること。

(ウ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が 90 パーセント以上と

なること。

第3 助成

1～5 (略)

(削る。)

6・7 (略)

8 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。

9～10 (略)

11 (略)

12 農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。

(1) 別表4の区分の欄1又は2に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄1又は2に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

第3 助成

1～5 (略)

6 農業経営高度化促進事業のうち産地形成促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて、国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）と一体的に実施する場合にあっては、国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度から産地形成促進事業計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

7・8 (略)

9 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）若しくは国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。

10～11 (略)

12 (略)

(新設)

(2) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄3に規定する事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、別紙1の第8の6に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

(3) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合であつて、別紙1の第8の6に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準を達成しないことが確実と見込まれる場合にあつては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、(2)の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注4の規定に留意するものとする。

13 中心経営体農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、12の(1)中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第4 その他

1 第3の8及び9の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費又は国営かんがい排水事業(農地

(新設)

第4 その他

1 第3の9及び10の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費又は国営かんがい排水事業(農地

集積促進型)の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

2 (略)

3 別表2の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(10)の予算措置は令和12年度までとする。

4 農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和11年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向け、国営事業にあつては調査等に着手した場合、その他の事業にあつては国庫補助事業に着手した場合、令和12年度以降であっても採択できるものとする。

5 農業構造転換特別対策事業は、令和11年度末までに要綱第7の2の採択が行われた地区において実施できることとする。

別記2

1～2 (略)

3 対策費

4 調査・調整費

別表2 事業内容

1～3 (略)	(略)	(略)	
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略) (2) 農業経営高度化促進事業	(略)	

集積促進型)若しくは国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

2 (略)

3 別表2の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(10)の予算措置は令和7年度までとする。

4 農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和5年度から令和7年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向けた調査等に着手した場合には、令和8年度以降であっても採択できるものとする。

(新設)

別記2

1～2 (略)

(新設)

3 (略)

別表2 事業内容

1～3 (略)	(略)	(略)	
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略) (2) 農業経営高度化促進事業	(略)	

	(削る。)	(削る。)	(削る。)		ア 産地形成 促進事業	高収益作物の導入・ 促進に向けた支援	高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型※1、畑地帯総合整備中山間地域型※1に限る
	ア 産地形成 支援事業	① (略) ② 水田における畑作物等の転換に向けた支援	(略) ②は畑作物等転換型に限る		イ 産地形成 支援事業	① (略) ② 水田における畑作物等の転換に向けた支援	(略) ②は畑作物等推進支援水利再編型及び畑作物等転換型に限る
	イ 中心経営 体農地集積促進事業	① (略) ② 水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算） ※	(略) (略)		ウ 中心経営 体農地集積促進事業	① (略) ② 水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算） ※2	(略) (略)
	(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)	
5 (略)	(略)	(略)		5 (略)	(略)	(略)	

6 農業構造 転換特別対 策事業	農業構造転換 特別対策事業	農地の大区画化及 び担い手への農地 の集積・集約化を 推進	農地集積 促進型に 限る
7 (略)	(略)	(略)	

(削る。)

※ (略)

別表3 (農業経営高度化促進事業及び農業水利施設省エネルギー
化支援事業に係る助成)

区 分	基 準	助成割合	助 成 額
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削 る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
6 (略)	(略)	(略)	

※1 畑地帯総合整備型または畑地帯総合整備中山間地域型にお
産地形成促進事業を活用する場合は、高収益作物を新たに導入
積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以
上のこと。

※2 (略)

別表3 (助成)

区 分	基 準	助成割合	助 成 額
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 高収益 作物導入促 進型 産地形成促 進事業	高収益作物の 作付面積の増 加割合	基 本	生産基 盤整備 事業等 の総事 業費に 左記の 助成割 合を乗 じた金 額を限 度額と
	5パーセント 以上	0.0625	
	6パーセント 未満		
	6パーセント 以上	0.0750	
	7パーセント 未満		

	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

	<u>7パーセント以上 8パーセント未満</u>	<u>0.0875</u>	する。
	<u>8パーセント以上 9パーセント未満</u>	<u>0.1000</u>	
	<u>9パーセント以上 10パーセント未満</u>	<u>0.1125</u>	
	<u>10パーセント以上</u>	<u>0.1250</u>	
<u>5 国営かん排事業 (高収益作物導入促進事業)</u>	高収益作物の作付面積の増加割合	基本	国営かん排事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
<u>産地形成促進事業</u>	<u>5パーセント以上 6パーセント未満</u>	<u>0.0520</u>	
	<u>6パーセント以上 7パーセント未満</u>	<u>0.0624</u>	
	<u>7パーセント</u>	<u>0.0728</u>	

	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

	以上 8パーセント 未満		
	8パーセント 以上 9パーセント 未満	0.0832	
	9パーセント 以上 10パーセント 未満	0.0936	
	10パーセント 以上	0.1040	
6 畑地帯 総合整備型 又は畑地帯 総合整備中 山間地域型 産地形成促 進事業	高収益作物の 作付面積の増 加割合	基 本	生産基 盤整備 事業等 の総事 業費に 左記の 助成割 合を乗 じた金 額を限 度額と する。
	5パーセント 以上 6パーセント 未満	0.0625	
	6パーセント 以上 7パーセント 未満	0.0750	
	7パーセント 以上	0.0875	

	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	(略)

※1・2 (略)

※3 区分の欄1の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄1の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表4 (農業構造転換特別対策事業に係る助成)

区分	基準			助成割合 (定額)
	大区画化の割合	対策費部分集約率	対策費部分集約化率 農地中間管理権の設定等	

	8パーセント未満		
	8パーセント以上 9パーセント未満	0.1000	
	9パーセント以上 10パーセント未満	0.1125	
	10パーセント以上	0.1250	
7 (略)	(略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	(略)	(略)

※1・2 (略)

(新設)

(新設)

<u>1</u>	<u>1ヘクタール割合が1/2以上</u> <u>50アール割合が1/2以上</u>	<u>85パーセント以上</u>	<u>80パーセント以上</u> <u>90パーセント以上</u>		<u>0.0625</u>
<u>2</u>	<u>1ヘクタール割合が3/5以上</u> <u>50アール割合が1/2以上</u>	<u>85パーセント以上</u>	<u>80パーセント以上</u> <u>90パーセント以上</u>		<u>0.094</u>
<u>3</u>	<u>1ヘクタール割合が2/3以上</u> <u>50アール割合が2/3以上</u>	<u>85パーセント以上</u>	<u>80パーセント以上</u> <u>90パーセント以上</u>	<u>対策費の対象面積に含まれる全ての農用地について農地中間管地検の設定等が行われること。</u>	<u>0.125</u>

注1：受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注2：農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内

において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注 3：農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第5の5に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営等に係る委託の期間が15年以上であること。

なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して15年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から15年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注 4：要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄1の基準を達成している地区にあっては、区分の欄1に規定する事業を実施することはできない。

要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄2の基準を達成している地区にあっては、区分の欄2に規定する事業を実施することはできない。

要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄3の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄3に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により1ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50アール割合）、対策費部分集積率又は

対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注5：区分の欄3に規定する事業を行う地区（第3の12の（3）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第87条第5項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注6に掲げる場合を除く。

① 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合

における委託された農業の経営の委託の解除をした場合

② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注6：注5ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

① 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合

② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

③ 注5①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合

ア 当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと

(ア) 設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が15年以上あること

(イ) 機構により所有権が取得されること

イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること

④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注7：区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

<u>1 第1の6(1)から(8)までに掲げる地域であって、2から5まで以外の地域</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.04125</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.058</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.075</u>
<u>2 北海道内の地域であって第1の6(1)から(8)までに掲げる地域</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.01375</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.019</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.025</u>
<u>3 北海道内の地域であって2以外の地域</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.0375</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.056</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.075</u>
<u>4 沖縄県</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.02</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.023</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.025</u>
<u>5 奄美群島振興特別措置法（昭和29</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.013</u>

年法律第 189 号) に基づく指定地域	0.094	0.017
	0.125	0.02

別表 5 (採択要件)

別紙 1 (水利施設整備事業に係る運用)

第 1 (略)

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型

(略)

(1) (略)

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表 2 の農業経営高度化支援事業及び農業構造転換特別対策事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 国営かんがい排水事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業(別表 2 の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施するもの

11・12 (略)

第 3 (略)

別表 4 (採択要件)

別紙 1 (水利施設整備事業に係る運用)

第 1 (略)

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型

(略)

(1) (略)

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表 2 の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 国営かんがい排水事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業(別表 2 の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のウに掲げる事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施するもの

11・12 (略)

第 3 (略)

第4 事業実施主体

1・2 (略)

3 第2の10の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業及び農業構造転換特別対策事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）

4 (略)

第5 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表5に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

11・12 (略)

第4 事業実施主体

1・2 (略)

3 第2の10の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）

4 (略)

第5 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表4に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

11・12 (略)

第6 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を別記様式第23号により策定するものとする。

4～7 (略)

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第16号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) (略)

(6) 農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第17号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

9 畑作等推進支援水利再編型

第6 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を別記様式第20号により策定するものとする。

4～7 (略)

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第17号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) (略)

(新設)

9 畑作等推進支援水利再編型

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) (略)

(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア～オ (略)

カ 農業経営高度化支援事業の概要

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第21号によるものとする。

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第22号による水利施設整備計画とする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1～5 (略)

6 都道府県知事は、農地集積促進型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、7に定める場合を除き、翌年度の11月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第18号により報告するものとする。

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア～オ (略)

カ 産地形成支援事業の概要

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第17号によるものとする。

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第18号による水利施設整備計画とする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1～5 (略)

(新設)

(新設)

7 農地集積促進型における農業構造転換推進計画の変更があつた場合であつて、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表4の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、要領本文第5の5の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第18号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

8 地方農政局長等は、7の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があつたときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めるときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。

9・10 （略）

第8 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第23号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第30号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その

（新設）

6・7 （略）

第8 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第19号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第26号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その

達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第23号により地方農政局等に報告するものとする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第24号により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第25号により行うものとする。
- 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第26号により行うものとする。
- 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第27号により行うものとする。
- 6 農業構造転換推進計画に係る達成状況報告については、次の定めるところにより行うものとする。

(1) 農地集積促進型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の4月1日から起算して7年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第20号により地

達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第19号により地方農政局等に報告するものとする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第20号により事業実施結果を報告するものとする。
 - 3 流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第21号により行うものとする。
 - 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第22号により行うものとする。
 - 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第23号により行うものとする。
- (新設)

方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して6年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表4の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。

(2) (1)の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

7 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第28号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第31号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第28号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

8 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第29号により行うものとする。

第9 その他

1・2（略）

6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第24号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第27号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第24号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

7 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第25号により行うものとする。

第9 その他

1・2（略）

3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2309号農林水産省農村振興局長通知)第4の4(2)に掲げる機能保全計画

(9) その他地方農政局長等が機能保全計画と同等と認める計画

4・5 (略)

(削る。)

別記様式第5号

1～4 (略)

5. 計画図面(一般平面図及び現行施設主要構造図)

注1) (略)

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画の概要(別記様式第6号)等を添付すること。

別記様式第14号

(略)

※1 別紙1第2の9の(1)から(3)の事業を実施する場合、整備

3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 畑作等推進支援水利再編型にあつては、産地形成推進事業の事業実施主体は、作付転換整備計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は作付転換整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

別記様式第5号

1～4 (略)

5. 計画図面(一般平面図及び現行施設主要構造図)

注1) (略)

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要(別記様式第6号)を添付すること。

別記様式第14号

(略)

※1 別記1第9の(3)の事業を実施する場合、整備対象施設が

対象施設が位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

- ※2 別紙1第2の9の(2)の事業を実施する場合のみ記載
- ※3 別紙1第2の9の(2)及び(3)の事業を実施する場合のみ記載

別記様式第15号

1～3 (略)

4 担い手の概要

① (略)

② (略)

注：ア～ウ (略)

エ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(2)に掲げる要件を備えた担い手(農業者を除く。)に係る面積等を記入する。

オ (略)

③ (略)

注：ア～イ (略)

ウ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(3)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

④ (略)

注：ア (略)

イ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(4)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

⑤ (略)

ア (略)

イ (略)

注：ア～ウ (略)

位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

- ※2 別記1第9の(2)の事業を実施する場合のみ記載
- ※3 別記1第9の(3)の事業を実施する場合のみ記載

別記様式第15号

1～3 (略)

4 担い手の概要

① (略)

② (略)

注：ア～ウ (略)

エ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(1)に掲げる要件を備えた担い手(農業者を除く。)に係る面積等を記入する。

オ (略)

③ (略)

ア～イ (略)

ウ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(2)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

④ (略)

ア (略)

イ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(3)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

⑤ (略)

ア (略)

イ (略)

ア～ウ (略)

5、6 (略)

7 (略)

別記1別表2の区分 の欄の4の事業種類 の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (対象事業費) (千円)	備考

注1：別記1別表2の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別記1別表2の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3・4 (略)

8 (略)

注1：別記1別表2の区分の欄の4の(2)のウの中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2 (略)

別記様式第16号 (略)

別記様式第17号

●●地区における農業構造転換推進計画

1. 地区の概要

都道府 県名	市町村 名	地区名	事業名	主傾 斜	着工 年度	対策	ハ一	全体 受益面	対策費

5、6 (略)

7 (略)

運用別表の区分の欄 の3の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (対象事業費) (千円)	備考

注1：別表2の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3・4 (略)

8 (略)

注1：別表2の区分の欄の4の(2)のウの中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2 (略)

別記様式第16号 (略)

(新設)

						費の 活用 開始 予算 区分	ド 完了 年度	積 (ha)	の 対象面 積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載すること

2. 農業構造転換特別対策事業の区分

農業構造転換特別対策事業の区分	助成割合

注1：農業構造転換特別対策事業の区分は、別記1別表4の区分の欄に掲げる事業のうち、当該地区において実施する事業の番号を記載すること。

注2：助成割合は、別記1別表4の助成割合の欄に掲げる数値のうち、当該地区において該当するものを記載すること。

注3：要領別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。

3. 農業構造転換特別対策事業の対象区域図（別添）

4. 農地の大区画化に係る計画

(1) 受益面積全体

区分	全体受益 面積 (ha) $\frac{A=B+C}{+D}$	50 a 未満	50 a 以上	1 ha 以上	50 a 以上	1 ha 以上
		の 区画の面 積 (ha) B	1 ha 未満 の区画 の面積 (ha) C	の 区画の面 積 (ha) D	区画の割 合 (%) $\frac{(C+D)}{A}$	上 区画の 割合 (%) D/A
事業実施 前 (○年 度)	田					
	畑					
	そ の 他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田					
	畑					
	そ の 他					
	計					

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha) $\frac{A=B+C}{+D}$	50 a 未満	50 a 以上	1 ha 以上	50 a 以上	1 ha 以上
		の 区画の面 積 (ha) B	1 ha 未満 の区画の面 積 (ha) C	の 区画の面 積 (ha) D	区画の割 合 (%) $\frac{(C+D)}{A}$	上 区画の 割合 (%) D/A
事業実施 前 (○年 度)	田					
	畑					
	そ の 他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完	田					
	畑					
	そ					

了時 (○年 度)	の 他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) $A=B+C+D$	50 a 未満	50 a 以上	1 ha 以上	50 a 以上	1 ha 以上
		の 区画の面積 (ha) B	1 ha 未満 の区画 の面積 (ha) C	の 区画の面積 (ha) D	区画の割合 (%) $(C+D)/A$	区画の割合 (%) D/A
事業実施前 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					
生産基盤整備 事業等完了時 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

5. 担い手への農地集積・集約化計画

(1) 受益面積全体

区分	全体受益面積	担い手の
----	--------	------

	(ha)	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面積 (ha)	集約化面 積 (ha)	担い手農 地 利用集積 率 (%)	担い手の 利用集積 面積に占 める 集約化率 (%)
	A	$B = C + D + E$	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施 前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計画 の 目標年度 (〇年 度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha)	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面 積 (ha)	担い手の 集約化面 積 (ha)	対策費部 分 集積率 (%)	対策費部 分 集約化率 (%)
							B/A	F/B
	A	$B = C + D + E$	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施 前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事 業等完								

了時 (○年 度)								
要件達成 確認 (○年 度)								
促進計画 の 目標年度 (○年 度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、

(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の 対象 面積以外 の 農用地面 積 (ha) A	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面 積 (ha)	担い手の 集約化面 積 (ha)	担い手農 地 利用集積 率 (%)	担い手の 利用集積 面積に 占める 集約化 率 (%)
		B=C+	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施前 (○年度)		D+E						
生産基盤整 備事業等 完了時 (○年度)								
要件達成年 度 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

6. 農地中間管理権の設定等に係る計画

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)	農地中間	農地中間	農業経営 等の 委託に係 る 面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等の 割合 (%)	備考
				管理権の 設定面積 (ha)	管理機構 の 所有面積 (ha)			
		A	B=C+D +E	C	D	E	B/A	
農業構造転換 推進計画提出 日 (○年○月○ 日)								
翌年度 (○年度)								
翌々年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備								

事業等完了 年度末日 (○年3月31 日)								
合計								

注1：別記1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、
この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によら
ずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の
数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合
は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、
全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更する
こと。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度に
おいて、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15
年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記
載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄につい
ては、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の
農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度
において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積
を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄に
ついては、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権
を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度
において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上と

なるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：別記1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

(別添)

農業構造転換特別対策事業の対象区域図

地区名（事業名）：

事業実施前	事業完了後

注1：対策費の対象面積に該当する区域を枠で囲うなど、対策費の対象面積が分かるように記載すること。

注2：要領別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、その区分ごとの対象区域が分かるように記載すること。

別記様式第18号

(新設)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認申請書

下記の地区において、△△年度当初（補正）予算から、農業構造転換特別対策事業【を実施 / の区分を変更】したいので、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知）【第5の5 / 別紙1第7の6】の規定に基づき、【農業構造転換推進計画 / 変更後の農業構造転換推進計画】を添えて申請します。

記

事業型	都道府 県名	地区名	所在地	受益面 積	総事業 費	備考
農地集 積促進 型				ha	百万円	

注：水利施設等保全高度化事業実施要領第5の5の規定に基づき申請する場合は、【 】の部分をして左の記載とし、水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第7の6の規定に基づき申請する

場合は、【 】の部分をして/の右の記載とする。

別記様式第19号

(新設)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記の地区について、農業構造転換特別対策事業の【実施 / 変更】を承認したので通知する。

記

事業型	都道府 県名	地区名	所 在 地	受 益 面積	総 事 業費	備考
-----	-----------	-----	----------	-----------	-----------	----

農地集積 促進型				ha	百万 円	
-------------	--	--	--	----	---------	--

注:水利施設等保全高度化事業実施要領第5の6の規定に基づき
通知する場合は、【 】の部分の左の記載とし、水利施設等
保全高度化事業実施要領第7の8の規定に基づき通知する場
合は、【 】の部分の右の記載とする。

別記様式第20号

番 号
年 月 日

(新設)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

農業構造転換推進計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け
29農振第2703号農村振興局長通知)別紙1第8の6の規定に基
づき、下記の地区について、別添のとおり事業達成状況につい
て報告します。

記

事業型	都道府 県名	地区名	所在 地	受益 面積	総事 業費	備考
農地集積 促進型				ha	百万 円	

(別添)

●●地区における農業構造転換推進計画達成状況報告書

1. 地区の概要

都道府 県名	市町村 名	地区名	事業名	主傾 斜	着工 年度	対策 費の 活用 開始 予算 区分	ハ一 ド 完了 年度	全体 受益面 積 (ha)	対策費 の 対象面 積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区
分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載するこ
と。

2. 農地の大区画化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分	全体受益 面積 (ha)	50 a 以上			50 a 以上	1 ha 以 上
		50 a 未満 の 区画の面	50 a 以上 1 ha 未満 の 区画の面	1 ha 以上 の 区画の面	区画の割 合 (%)	区画の 割合 (%)

		$\frac{A=B+C+D}{D}$	積 <u>(ha)</u> B	積 <u>(ha)</u> C	積 <u>(ha)</u> D	$\frac{(C+D)}{A}$	$\frac{D}{A}$
事業実施前 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 <u>(ha)</u> $\frac{A=B+C+D}{D}$	50 a 未満 の 区画の面 積 <u>(ha)</u> B	50 a 以上 1 ha 未満 の 区画の面 積 <u>(ha)</u> C	1 ha 以上 の 区画の面 積 <u>(ha)</u> D	50 a 以上 区画の割 合 <u>(%)</u> $\frac{(C+D)}{A}$	1 ha 以上 区画の 割合 <u>(%)</u> $\frac{D}{A}$
		事業実施前 (〇年度)				

	計						
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) $\frac{A=B+C+D}{D}$	50 a 未満の区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の区画の面積 (ha)	1 ha 以上の区画の面積 (ha)	50 a 以上区画の割合 (%)	1 ha 以上区画の割合 (%)
		B	C	D	$\frac{(C+D)}{A}$	$\frac{D}{A}$
事業実施前 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)

の表のみ記載すること。

3. 担い手への農地集積・集約化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分	全体受益 面積 (ha) A	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面積 (ha)	担い手の 集約化面 積 (ha) F	担い手農 地 利用集積 率 (%)	担い手の 利用集積 面積に占 める 集約化率 (%)
		B=C+ D+E	C	D	E		B/A	F/B
事業実施 前(〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計画 の 目標年度 (〇年 度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	

	対策費の 対象面積 (ha) A	担い手の 利用集積 面積 (ha) B = C + D + E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益 権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作 業 受託面積 (ha) E	担い手の 集約化面 積 (ha) F	対策費部 分 集積率 (%) B/A	対策費部 分 集約化率 (%) F/B
事業実施 前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計画 の 目標年度 (〇年 度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)

の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) A	対策費の対象面積				担い手の集約化面積 (ha) F	担い手農地の利用集積率 (%) B/A	担い手の利用集積面積に占める集約化率 (%) F/B
		担い手の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積 (ha) D	担い手の基幹3作業受託面積 (ha) E			
事業実施前 (〇年度)								
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)								
要件達成								

年度 (○年 度)								
促進計画 の 目標年度 (○年 度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

4. 農地中間管理権の設定等に係る達成状況の報告

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)	農地中間	農地中間	農業経営	農地中間 管理権の 設定等の 割合 (%)	備考
				管理権の 設定面積 (ha)	管理機構 の 所有面積 (ha)	等 の 委託に係 る 面積 (ha)		
		A	B=C+D +E	C	D	E	B/A	
農業構造転換 推進計画提出 日 (○年○月○								

日)								
翌年度 _ (〇年度)								
翌々年度 _ (〇年度)								
⋮								
生産基盤整備 事業等完了 年度末日 _ (〇年3月 31日)								
合計								

注1：別記1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積

を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：別記1別表4の注6①又は②に該当する土地にあつては、その面積を備考欄に記載すること。

5. 農業構造転換特別対策事業による対策費の交付状況

年度		備考
----	--	----

	当該年度						実際の 交付割合 (%)
	の	当初予算	補正予算	対策費	当初予算	補正予算	
	事業費	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	(千円)						
$A = B + C$	B	C	$D = E + F$	E	F	D/A	
農業構造転換 特別 対策事業開始 年度 (○年度)							
2年度目 (○年度)							
⋮							
生産基盤整備 事業等 完了年度 (○年度)							
生産基盤整備 事業等完了年 度の翌年度 (○年度)							

・ ・								
生産基盤整備 事業等完了年 度の7年後 (○年度)								
合計								

助成割合	対策費の交付限度額 (千円)
G	H = Aの合計 × G

注1：当該年度の事業費（A欄からC欄まで）については、生産基盤整備事業等に係る事業費を記載すること。

注2：要領別紙1別表4の区分の欄3による農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等完了年度の翌年度以降であつて、農業構造転換特別対策事業に係る助成を行った年度について記載すること。この場合に、行が不足する場合は適宜追加すること。

注3：助成割合（G欄）は、要領別紙1別表4の助成割合のうち、当該地区において該当するものを転記すること。

注4：交付した対策費の合計額（D欄の合計額）が対策費の交付限度額（H欄）を超えないようにすること。

注5：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、当該変更を行った年度の備

考欄に変更を行った旨を記載するとともに、助成割合の欄を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。この場合において、交付した対策費の合計額が、助成割合ごとに算定した対策費の交付限度額の合計額を超えないようにすること。

別記様式第21号～27号（略）

別記様式第28号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第29号（略）

別記様式第30号

番 号
年月日

別記様式第17号～23号（略）

別記様式第24号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第25号（略）

別記様式第26号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

排水対策特別型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別記様式第31号

番 号

年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

第1（略）

第2 事業の内容

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

排水対策特別型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別記様式第27号

番 号

年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

第1（略）

第2 事業の内容

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1)・(2) (略)

(削る。)

4・5 (略)

第5 採択要件

(略)

1～2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

(削る。)

(削る。)

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1)・(2) (略)

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元
構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。)第2
の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入
促進事業(以下「国営かんがい排水事業(高収益作物導入促
進事業)」という。以下同じ。)と併せて、産地形成促進事業
(別表2の区分の欄の4の事業種類の欄の(2)のアに掲げる
事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施するもの

4・5 (略)

第5 採択要件

(略)

1～2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加
え、面積割合が10%以上となること。

(3) 第2の3の(3)の場合にあっては、(1)及び(2)の規定にか
かわらず、高収益作物の作付面積が、国営かんがい排水事
業(高収益作物導入促進事業)の開始時に比べ次のとおり
増加することが確実と見込まれること。

ア 面積割合が5パーセントポイント以上増加すること。

イ 面積割合が10%以上となること。

第6 計画の作成

(略)

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～オ (略)

(削る。)

(3) (略)

4・5 (略)

6 共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業

(略)

ア (略)

(削る。)

第7 (略)

第8 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日まで

第6 計画の作成

(略)

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～オ (略)

カ 産地形成推進事業の概要

(3) (略)

4・5 (略)

6 共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業

(略)

ア (略)

イ 高収益作物導入促進型において、第2の3の(3)の場合には、別記様式第8号により産地形成促進事業計画を作成するものとする

第7 (略)

第8 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日まで

に、別記様式第8号により行うものとする。

- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、高収益作物導入促進型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第11号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第12号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第11号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 5 都道府県知事その他事業実施主体は、畑作物等転換型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地

に、別記様式第9号により行うものとする。

- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、高収益作物導入促進型においては、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第13号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 5 都道府県知事その他事業実施主体は、畑作物等転換型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地

方農政局長等が導入促進整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第 12 号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 11 号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

第 9 その他

1 (略)

2 高収益作物転換型及び畑作物等転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。

(削る。)

(削る。)

方農政局長等が導入促進整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第 13 号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 12 号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

第 9 その他

1 (略)

2 高収益作物導入促進型、高収益作物転換型及び畑作物等転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。

3 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型であって、産地形成促進事業を活用する場合にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、農業経営高度化計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）の第 2 の 2 の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は農業経営高度化計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

4 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進

3～6 (略)

(削る。)

事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

5～8 (略)

別記様式第8号

産地形成促進事業計画

1. 国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の概要

都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積(ha)	総事業費(百万円)	主な工事内容

2. 産地形成促進事業の概要

事業実施主体	事業実施期間	事業実施内容	備考

3. 高収益作物の目標年度及び作付計画

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積

極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をい

別記様式第 8 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い
手育成対策）
達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 2 第 8 の規定によ
り、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第 9 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿〕

う。

※ 3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※ 4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直
近の現況作付面積を入力する。

※ 5：完了後 1 年目から目標年度までの項目を記載する。

注 1：2 年 3 作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

別記様式第 9 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い
手育成対策）
達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の規定により、
下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第 10 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿〕

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名
農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- (1) ~ (5) (略)

※1~4 (略)

(削る。)

注：2年3作等を行う場合にあつては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別記様式第10号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
高収益作物導入促進型達成状況報告書

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名
農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- (1) ~ (5) (略)

※1~4 (略)

注1：産地形成促進事業を活用する場合に記載。

注2：2年3作等を行う場合にあつては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別記様式第11号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
高収益作物導入促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2運第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)
- (削る。)

2 (略)

別記様式第11号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿)

都道府県知事名

**水利施設等保全高度化事業
 高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書**

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記 (略)

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)

産地形成促進事業 助成対象事業費	実施した産地形成 促進事業助成対象 事業内容	備考

2 (略)

別記様式第12号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿)

都道府県知事名

**水利施設等保全高度化事業
 高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書**

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記 (略)

別記様式第12号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

〔都道府県知事名
市町村長名
改良区理事長名〕

高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙3

第1（略）

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1（略）

(1)（略）

(2) 別表6の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期

別記様式第13号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

〔都道府県知事名
市町村長名
改良区理事長名〕

高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙3

第1（略）

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1（略）

(1)（略）

(2) 別表5の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期

の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。) 用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であって、次に掲げるとおりとする。

ア 用水の需要調査

イ 試験通水等に係る協議、操作管理等調整

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 施設計画策定事業 (別表 6 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)

(1) 一般地区・施設における施設計画策定

ア 実施計画策定

農業用排水施設、小水力等発電施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

イ 水管理方法の技術的検討

ウ 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

エ 小水力等発電施設の導入、農業水利施設の省エネルギー化に向けた検討、調査

オ その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(2) 重要地区・施設における施設計画策定

重要地区・施設 (以下のアからオに係る地区又は施設をいう。以下同じ。) において、第 2 の 3 (1) アからオに規定する内容を行うもの

ア 施設の集約・再編 (ストックの適正化)

イ 流域治水対策、地震対策

の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。) 用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であって、次に掲げるとおりとする。

(ア) 用水の需要調査

(イ) 試験通水等に係る協議、操作管理等調整

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 施設計画策定事業 (別表 5 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)

(新設)

(1) 実施計画策定

農業用排水施設、小水力等発電施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 水管理方法の技術的検討

(3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

(4) 小水力等発電施設の導入、農業水利施設の省エネルギー化に向けた検討、調査

(5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(新設)

- ウ 省力化整備に取り組む地区
- エ 水土里ビジョンの策定地区
- オ 国営・水資源機構営造成施設

4 (略)

5 高リスクパイプライン

緊急調査事業（別表6の事業種類の欄の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- (1) 間接的定量調査（水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査）
- (2) 直接的定量調査（管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、ひずみ等）、継手部の変状（開き、ゆるみ等）等の調査）
- (3) その他必要な調査（試掘及び周辺調査等）
- (4) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領別記様式3-2号に掲げる事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の作成

第3 (略)

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～4 (略)

5 高リスクパイプライン緊急調査事業を行う場合にあつては、道路下にある口径800mm以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインであること。

4 (略)

(新設)

第3 (略)

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～4 (略)

(新設)

第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

1～4（略）

5 事業実施主体は、高リスクパイプライン緊急調査事業を実施しようとするときは、高リスクパイプライン緊急調査事業計画を別記様式第9号により作成するものとする。

第6 計画の変更

物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）があった場合は、第5の計画の変更を行うものとする。

第7 事業採択期間

水利用調整事業の水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しを行う地区の採択期間は令和8年度まで、並びに、小水力発電施設の発電用水の確保に必要な水利使用の見直しを行う地区及び施設計画策定事業の重要地区・施設の採択期間は令和11年度まで、高リスクパイプライン緊急調査事業の採択期間は令和12年度までとする。

第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

1～4（略）

（新設）

第6 計画の変更

物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）があった場合は、第5の計画を変更を行うものとする。

第7 事業採択期間

実施計画策定事業の採択期間は、令和7年度までとする。

第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 事業実施主体は、水利用調整事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、水利用高度化推進事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 3 事業実施主体は、施設計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。
- 4 事業実施主体は、機能保全計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第13号により行うものとする。
- 5 事業実施主体は、高リスクパイプライン緊急調査事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第14号により行うものとする。

別表 6

事業種類	事業内容
(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等

- 1 事業実施主体は、水利用調整事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第9号により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、水利用高度化推進事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 3 事業実施主体は、施設計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 4 事業実施主体は、機能保全計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。

(新設)

別表 5

事業種類	事業内容
(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等

(4) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画の策定
(5) 高リスクパイプライン緊急調査事業	道路下にある口径800mm以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインの緊急調査、緊急防災等工事計画書（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項に規定する緊急防災等工事計画に係る計画書をいう。）の作成

(4) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画の策定
(新設)	(新設)

別記様式第7号

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
一般地区・施設	※注3					
重要地区・施設	※注4					
事業内容	事業内容	数量	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	

別記様式第7号

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
(新設)	(新設)					
(新設)	(新設)					
事業内容	事業内容	数量	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

※注1) 別紙3の第2の3の(1)のウについては、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 別紙3の第2の3の(1)のウについては、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 一般地区・施設については、別紙3の第2の3の(1)のア～オの該当項目を記載する。

※注4) 重要地区・施設については、別紙3の第2の3の(2)のア～オの該当項目を記載し、その事業構想や該当する根拠が分かる資料を添付する。

別記様式第9号

高リスクパイプライン緊急調査事業計画

(1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※1: 必要に応じて項目数を増減させること。

※2: 種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※注1) 運用第2の3の(3)については、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 要領第2の3の(3)については、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 要領第2の3の(1)～(4)の番号を記載する。

(新設)

(新設)

※3：規模とは、水路の通水量（ m^3/s ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(2) 調査概要等

調査目的						備考
緊急調査の概要		※5				
緊急性・必要性		※6				
事業内容及び費用負担	調査内容	数量 (管種、 口径)	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	計
	※7	※8				

※5：以下の①～③の調査内容を参考に本事業で実施する調査の概要を記載

①水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査

②管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、塗装

の劣化腐食等)、継手部の変状(開き、ゆるみ、抜け、漏水等)等の調査

③管外面調査、周辺調査：管路自体の変状(ひび割れ、管厚、カバーコートモルタルの腐食等)、周辺の地下水質、土壌等の調査

※6：パイプラインの現状(老朽度、事故履歴等)、事故発生時の影響(農業者、第三者への影響等)、周辺環境状況等による調査実施の緊急性、必要性について記載。

※7：具体的な調査内容を記載。

※8：調査延長を記載し、括弧に管種、口径を記載。

(3) 計画図面(一般平面図及び現行施設主要構造図)

別記様式第10号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第9号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第11号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇土地改良区理事長名

〇〇市町村長名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第12号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

施設計画策定事業達成状況報告書

別記様式第10号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇土地改良区理事長名

〇〇市町村長名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第11号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

施設計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第13号

番 号
年月日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第14号

番 号
年月日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第12号

番 号
年月日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

（新設）

都道府県知事名
市町村町名
土地改良区理事長名

高リスクパイプライン緊急調査事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体及び地区名
2. 事業内容

<u>(1) 事業実施概要</u>	<u>事業内容</u>	<u>施設名</u>	<u>構造及び規模</u>
<u>(2) 実施調査内容</u>			
<u>(3) 調査結果の概要及び評価</u>			
<u>(4) 緊急防災等工事計画書内容※</u>			
<u>(5) その他</u>			

※緊急防災等工事計画書については、緊急調査を実施後、事故の兆候が認められ、本事業において当該計画書を作成する場合に記載する。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別記1の第2の3、第3の6及び9並びに第4の1、別表2の4、別表3、別紙1の第2の11及び第9の6、別紙2の第2の3並びに第9の3及び4並びに別記様式7及び8について、令和7年度以前に要綱第7の申請が行われた地区及び本要領別記1の第4の4に基づき調査等に着手した地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の本要領別表2の1の(10)、5及び6並びに別紙3の第2の1から5までに掲げる事業の採択を希望する場合にあつては、要綱第7の1の規定にかかわらず、当該事業の令和8年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和8年10月末日までとする。

水利施設等保全高度化事業実施要領

平成30年 3月30日付け29農振第2703号
最終改正 令和 8年 4月 7日付け 7農振第3484号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
（株）日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年 3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の水利施設整備事業に係る運用は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の畑地帯総合整備事業に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の実施計画策定事業に係る運用は、別紙3によるものとする。
- 4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業（別紙1の第2の12簡易整備型を除く。）又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成25年 2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表1の事業区分の欄の1の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領別紙2から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。
- 5 本事業で実施する事業のうち、新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類は別表1のとおりとする。
- 6 本事業で実施する事業内容の詳細は別表2及び別表6のとおりとする。
- 7 本事業の実施に係る共通の運用事項は、別記1によるものとする。

第3 計画の作成

- 1 要綱第5の保全高度化整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、様式

1により作成するものとする。

- (1) 高付加価値化区分
- (2) 農地集積促進区分
- (3) 水管理省力化区分
- (4) 流域治水対策区分

2 要綱第5の農村振興局長が別に定める事業とは、水利施設整備事業のうち基幹水利施設保全型を実施する場合であって、対象施設及び事業実施主体が基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号）の第2に掲げる事業と同一であるもの（以下「基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業」という。）とする。

第4 採択要件

1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第3の1(1)の高付加価値化区分により事業を実施する場合にあつては、畑作物又は園芸作物（以下「畑作物等」という。）の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
 - (2) 第3の1(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあつては、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が増加することが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別記1に定めるところによるものとする。
 - (3) 第3の1(3)の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあつては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用等に資するものであること。
 - (4) 第3の1(4)の流域治水対策区分により事業を実施する場合にあつては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、流域治水の取組の推進に資するものであること。
 - (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の農業用排水施設の更新を含むものであつて、おおむね200ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。
- 2 要綱第6の1の農村振興局長が別に定める事業とは、基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業とする。

第5 事業の申請

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとするとき
- 2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 要綱第7の1の事業採択申請書は様式2、要綱第7の2の事業採択通知書は様式3により作成するものとする。
- 5 別表2の6の農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の11月末日までに、別紙1の別記様式第17号による農業構造転換推進計画を添付の上、別紙1の別記様式第18号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 地方農政局長等は、5の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めるときは、速やかに都道府県知事に対し、別紙1の別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、法に基づく事業を実施する場合に、以下の条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。

- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

第7 計画の変更

- 1 都道府県知事は、別紙1第7、別紙2第7又は別紙3第6に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあつては、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- 2 都道府県知事は、1の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更を承認したときは、翌年度の11月末日までに変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 2の変更計画報告書は、様式4により作成するものとする。

第8 事業の達成状況報告

都道府県知事は、別紙1第8、別紙2第8又は別紙3第8に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあつては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

第9 助成

要綱第8の農村振興局長が別に定める経費とは、別記2に掲げる費用とする。

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについては、この限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業

水利施設等に直接供給できる機能を有すること。

- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第11 その他

- 1 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 法第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農林省農地局長通知）によるものとする。
- 6 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 7 本事業による盛土・切土等（宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続きに従うものとする。

- 8 水土里ビジョン（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）の策定地区については、都道府県知事による水土里ビジョンの認可前であっても、関係者（土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は同法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長）との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見

込まれる場合であれば、本事業を実施できるものとする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。なお第11の7の規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別記1の第1の3（5）に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の別紙1の第4の10及び別紙2の第4の1については、令和6年度以降に当該事業の実施に向けた計画策定に着手する地区（別紙3に定める実施計画策定事業又はこれに類する事業を行う地区をいう。）又は令和9年度以降に採択する地区について適用し、その他の地区については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の様式1、別紙1の第2の9及び第3、別記様式第14号並びに別紙2の第3について、令和6年度以前に要綱第7の申請が行われた地区

については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別記1の第2の3、第3の6及び9並びに第4の1、別表2の4、別表3、別紙1の第2の11及び第9の6、別紙2の第2の3並びに第9の3及び4並びに別記様式7及び8について、令和7年度以前に要綱第7の申請が行われた地区及び本要領別記1の第4の4に基づき調査等に着手した地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の本要領別表2の1の(10)、5及び6並びに別紙3の第2の1から5までに掲げる事業の採択を希望する場合にあっては、要綱第7の1の規定にかかわらず、当該事業の令和8年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和8年10月末日までとする。

(様式 1)

○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・流域治水対策区分)				
事 項	内 容			
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：			
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）			
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等			
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針 ※畑作物等の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）			
	(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等			
		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)
	事業開始時			
	目標年度			
	増加ポイント			
	(水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への取組方針等を記載 ・国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載			
	(流域治水対策区分) ・流域治水の取組の推進に向けた取組方針 ※治水協定の締結状況及び治水協定の内容、水田貯留機能の向上に向けた取組等、流域治水の取組の推進に向けた整備内容について記載			
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画			
	事業種			
	事業別面積 (ha)			
	備考			
6. 営農支援の体制				

(様式 2)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 水利施設等保全高度化整備計画
3. その他
- 〔4. 費用負担者の同意書〕
- 〔5. 施設の管理者の同意書〕

記

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
水利施設整備 事業 (基幹水利施設整 備型)					ha	百万円	
畑地帯総合整 備事業 (畑地帯総合整備 型)							

注1：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

注2：本事業の創設以前に国庫補助事業（交付金を含む）として採択された地区であつて、本事業の採択申請を行う地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び2. 水利施設等保全高度化整備計画とし、また、事業計画概要書については計画概要表及び計画一般平面図のみとすることができる。

注3：基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合においては、基幹水利施設管理事業で策定した基幹水利施設管理強化計画を、2. 水利施設等保全高度化整備計画の代替とすることができる。

注4：別紙1の第2の8の(4)及び第2の10の(3)を実施する地区にあつては、添付資料を1. 事業計画概要書及び3. その他のみとすることができる。

(様式3)

番 号
年 月 日

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
水利施設整備 事業 (基幹水利施設整 備型)					ha	百万円	
畑地帯総合整 備事業 (畑地帯総合整備 型)							

(様式4)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業（〇〇〇型）計画変更報告書

〇〇地区について、〇〇計画の変更を行ったので、水利施設等保全高度化事業実施要領第7に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

1. 〇〇計画
2. その他

事業型	都道府 県 名	事業実施 主 体	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備 考 (別表の番号)
水利施設整備 事業 (基幹水利施設整 備型)					ha	百万円	
畑地帯総合整 備事業 (畑地帯総合整備 型)							

別記1（事業の実施に係る共通運用）

第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等

農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）並びに3の(1)のウに定める生産基盤整備事業の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者をいう。以下同じ。）をいう。

2 経営等農用地

所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

3 担い手

次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。
- (4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
- (5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。
- (6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。
この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。

- 4 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者

が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては(1)、(3)又は(4)のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- (1) 耕起
- (2) 代かき
- (3) 田植え又は播種
- (4) 収穫

5 集約化

同一の農業者の経営等農用地であつて、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール、樹園地にあつては0.5ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であつて、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

6 中山間地域等

以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
- (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみ

なされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)

- (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)
- (8) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (9) (1)から(8)までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から6までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業とは、別表2の区分欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表2の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

2 営農環境整備事業

(1) 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

(2) 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

(3) 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

(4) 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

ア 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者

が定められているか又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

イ 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

ウ 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

エ 営農施設の撤去又は移転であって、事業の効率が高められ、かつ、事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 既存樹園地の伐採・伐根等と併せて、当該農地を森林等として利活用するために必要な用地の整備であること。

(5) 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね3戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

3 農業経営高度化支援事業

(1) 高度土地利用調整事業のうち指導事業の内容は、以下のとおりとする。

ア 農業経営高度化支援事業の啓発普及

イ 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

ウ 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

エ 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農業経営高度化促進事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙1の第6の9に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙2の第6の3及び第6の4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、以下のとおりとする。

ア 関係農家の意向調査活動

イ 用水の需要調査、配水計画や水利系統の見直し等の調整活動

ウ 河川管理者との水利権協議等に関する調整活動

エ 土地利用調整活動

オ 農用地流動化についての関係機関との調整活動

カ 農作物の需要動向、消費者ニーズの把握、販売先の検討等に関する調査活動

キ 導入作物の作付実証ほ場の設置・運営、土壌診断等に関する調査活動

ク 地域全体での営農転換に向けた効率的な輪作体系、作業受委託、雇用対策や集落営農・法人化等の検討、農業機械の利用再編に関する活動

ケ 専門技術者の育成、現場での講習・研修会開催、普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農・栽培技術等に関する活動

コ 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

サ その他高収益作物の導入・促進、農用地流動化に係る調査・調整活動

(4) 調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

ア 産地形成支援事業

(ア) 高収益作物転換型においては高収益作物、畑作物等転換型においては畑作物等の作付面積の増加に資するものとなるように配慮するものとする。

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第2の4に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

イ 中心経営体農地集積促進事業

(ア) 中心経営体への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう

配慮するものとする。

- (イ) 高収益作物転換加算を適用する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、畑地化促進助成及び畑地化促進事業の交付申請ができることとする（ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする）。

- (6) 耕地利用高度化推進事業の内容は、以下のとおりとする。

- ア 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- イ 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- ウ 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- エ 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- オ 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- カ 転作後に必要な田面整地作業
- キ その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- ク 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

- (7) 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

4 農業水利施設省エネルギー化支援事業

農業水利施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための施設の整備と併せて農業水利施設の管理方法の見直し等の省エネルギー化に資する取組を実施することにより、地区全体のエネルギー消費効率の改善に取り組むものとする。

5 農業構造転換特別対策事業

農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

なお、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 次に定める要件を全て満たすこと。

- (ア) 別表2の1生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(3)から(5)までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積（以下「対策費の対象面積」という。）に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が1ヘクタール以上とな

る農用地の面積の割合（以下「1ヘクタール割合」という。）が1/2以上であること。

(イ) 別記様式第16号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合（以下「対策費部分集積率」という。）が85パーセント以上となること。

(ウ) 別記様式第16号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合（以下「対策費部分集約化率」という。）が80パーセント以上となること。

イ 傾斜地（受益地域内の勾配が1/100以上の地域をいう。以下同じ。）であって、次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が50アール以上となる農用地の面積の割合（以下「50アール割合」という。）が1/2以上であること。

(イ) 別記様式第16号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が85パーセント以上となること。

(ウ) 別記様式第16号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が90パーセント以上となること。

第3 助成

1 別記2の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、以下に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。

(1) 農業近代化施設用地

(2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地

(3) 集落移転用地

2 別記2の換地費には、確定測量費を含むものとする。

3 指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

4 調査・調整事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成の限度額は、畑作等推進支援水利再編型、高収益作物導入促進型、高収益作物転換型及び畑作物等転換型を実施する場合を除いて、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗

じた額とする。

(1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円

(2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円

(3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円

- 6 農業経営高度化促進事業のうち、産地形成支援事業の助成は、生産基盤整備事業の開始年度から完了年度までにおいて行うものとする。
- 7 農業経営高度化促進事業のうち中心経営体農地集積促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の開始年度から集積地域整備計画又は活性化計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて、国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（以下「国営かんがい排水事業（農地集積促進型）」という。以下同じ。）と一体的に実施する場合にあつては、国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の開始年度から農地集積促進計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 8 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。
- 9 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から集積地域整備計画、活性化計画又は導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 10 農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成は、生産基盤整備事業等又は国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち低炭素農業水利システム構築事業（以下「国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）」という。）によって整備した、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための施設の供用開始から5年度までにおいて実施するものとする。
- 11 農業水利施設省エネルギー化支援事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）の総事業費のうち省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。
- 12 農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 別表4の区分の欄1又は2に規定する事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄1又は2に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。
 - (2) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄3に規定する事業の実施期間中に行う

生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、別紙1の第8の6に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

(3) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合であって、別紙1の第8の6に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準を達成しないことが確実と見込まれる場合にあつては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、(2)の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注4の規定に留意するものとする。

13 中心経営体農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、12の(1)中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第4 その他

- 1 第3の8及び9の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費又は国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 2 農業水利施設保全合理化事業実施要綱第2の2又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生畜第2231号・24農振第2092号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3-1第2の6の(3)に基づき、平成29年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受けた地区について別紙1の第5の10の(2)の要件を満たす場合は、対象事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額を中心経営体農地集積促進事業（高収益作物転換加算を除く。）の助成の限度額とすることができる。
- 3 別表2の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(10)の予算措置は令和12年度までとする。
- 4 農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和11年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向け、国営事業にあつては調査等に着手した場合、その他の事業にあつては国庫補助事業に着手した場合、令和12年度以降であっても採択できるものとする。
- 5 農業構造転換特別対策事業は、令和11年度末までに要綱第7の2の採択が行われた地区において実施できることとする。

別記 2

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 促進費

3 対策費

4 調査・調整費

別表 1

新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類

事業の分類	事業の内容	
	新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	
	農業用水再編対策型	
	地域用水機能増進型	
	流域水質保全機能増進型	
	排水対策特別型	
		基幹水利施設保全型
		水利施設集約再編型
	低炭素農業水利システム構築型	
	流域治水対策型	
	農地集積促進型	
	畑作等推進支援水利再編型	
	簡易整備型	
畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備型	
	畑地帯総合整備中山間地域型	
	高収益作物導入促進型	
	高収益作物転換型	
	畑作物等転換型	
実施計画策定事業	—	—

別表2 事業内容

区 分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全 (9) 堆砂対策事業 (10) 緊急水管理システム整備事業 (11) 低炭素施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う客土(混層耕を含む)又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工 農用地等の区画形質の変更 除礫 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 有効貯水量の回復・増加に必要な掘削、貯砂ダム等の整備 河川管理者への情報提供に必要な水位計、データ処理装置等の整備 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備	

<p>2 農業生産基盤整備附帯事業</p>	<p>(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 交換分合 (4) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (5) 埋蔵文化財調査事業</p>	<p>土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 農用地等の交換分合 障害物の除去、除礫、深耕、整地、農産物被害防止施設の設置等 事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</p>	
<p>3 営農環境整備事業</p>	<p>(1) 農業集落道整備事業 (2) 農業集落排水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 農業集落環境管理施設整備事業</p>	<p>農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設の整備</p>	

	<p>(5) 用地整備事業</p> <p>(6) 環境整備事業</p> <p>(7) 生態系保全空間整備事業</p> <p>(8) 営農用水施設整備事業</p> <p>(9) 農作業準備休憩施設整備事業</p> <p>(10) 地域資源利活用基盤整備事業</p> <p>(11) 水管理施設整備事業</p>	<p>区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備 森林等として利活用するために必要な用地の整備</p> <p>親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</p> <p>多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備</p> <p>地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備</p> <p>農業水利施設の管理の省力化を図るための水管理施設の整備</p>	
--	---	---	--

<p>4 農業経営高度化支援事業</p>	<p>(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業</p> <p>イ 調査・調整事業</p> <p>(2) 農業経営高度化促進事業 ア 産地形成支援事業</p>	<p>水利用・土地利用調整及び農用地の利用集積や高収益作物への転換を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動</p> <p>関係農家の意向調査活動、水利用・土地利用・作付調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>①水田における高収益作物の転換に向けた支援</p> <p>②水田における畑作物等の転換に向けた支援</p>	<p>①は高収益作物転換型に限る</p> <p>②は畑作物等転換型に限る</p>
----------------------	---	--	--

	イ 中心経営体農地集積促進事業	①中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 ②水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算）※	①は農地集積促進型又は畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型に限る ②は畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型に限る
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査	
5 農業水利施設省エネルギー化支援事業	農業水利施設省エネルギー化支援事業	農業水利施設の省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用の促進に向けた支援	低炭素農業水利システム構築型に限る
6 農業構造転換特別対策事業	農業構造転換特別対策事業	農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進	農地集積促進型に限る
7 特認事業	特認事業	地方農政局長等が特に認める事業	

※ 高収益作物転換加算を活用する場合は、水田の樹園地化を行う面積が2ヘクタール（中山間地域等にあっては1ヘクタール）以上となること。

別表3（農業経営高度化促進事業及び農業水利施設省エネルギー化支援事業に係る助成）

区 分	基 準	助 成 割 合				助 成 額
		基 本		集約化加算（※1）		
1 農地集積促進型 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体農地集積率	基 本		集約化加算（※1）		生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	55パーセント以上 65パーセント未満	0.055		0.065		
	65パーセント以上 75パーセント未満	0.065		0.085		
	75パーセント以上 85パーセント未満	0.075		0.105		
	85パーセント以上	0.085		0.125		
2 畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体農地集積率	基本	集約化加算（※1）	高収益作物転換加算（※2）		生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
				6%以上増加	10%以上増加	
	55パーセント以上 65パーセント未満	0.055	0.065	0.075	0.095	
	65パーセント以上 75パーセント未満	0.065	0.085	0.085	0.105	
	75パーセント以上 85パーセント未満	0.075	0.105	0.095	0.115	
85パーセント以上	0.085	0.125	0.105	0.125		
3 国営かん排事業（農地集積促進型） 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体農地集積率	基 本		集約化加算（※1）		国営かん排事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	55パーセント以上 65パーセント未満	0.055		0.065		
	65パーセント以上 75パーセント未満	0.065		0.078		
	75パーセント以上 85パーセント未満	0.075		0.091		
	85パーセント以上	0.085		0.104		

4 低炭素農業 水利システム 構築型 農業水利施設 省エネルギー化 支援事業	エネルギー消費原単位（農業水利施設におけるエネルギー使用量を当該エネルギー使用量と密接な関係を持つ値で除して得た値をいう。以下同じ。）の変化率	基 本	生産基盤整備 事業等の総事 業費のうち省 エネルギー化 又は再生可能 エネルギー利 用のための事 業費に左記の 助成割合を乗 じた金額を限 度額とする。
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が99パーセント以下	0.0500	
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が105パーセント以下かつ4年度のうち直近2年度連続でエネルギー消費原単位が悪化していない	0.0500	
5 国営かん排 事業（低炭素 農業水利シス テム構築事 業）	エネルギー消費原単位の変化率	基 本	国営かんがい 排水事業の総 事業費のうち 省エネルギー 化又は再生可 能エネルギー 利用のための 事業費に左記 の助成割合を 乗じた金額を 限度額とす る。
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が99パーセント以下	0.0400	
	整備した施設の供用開始年度を含む4年度における地区全体のエネルギー消費原単位の変化率の平均が105パーセント以下かつ4年度のうち直近2年度連続でエネルギー消費原単位が悪化していない	0.0400	

※1 中心経営体の経営等農用地面積の80パーセント以上を集約化する場合。

※2 当該受益面積に対する水田の樹園地化を行う面積の増加割合に応じて加算する。なお、集約化加算及び高収益作物転換加算はいずれか1つを適用するものとする。

※3 区分の欄1の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄1の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表 4（農業構造転換特別対策事業に係る助成）

区 分	基 準				助成割合 (定額)
	大区画化の割合	対策費部分 集積率	対策費部分 集約化率	農地中間管理権の設定等	
1	1ヘクタール割合が1/2以上	85パーセント以上	80パーセント以上		0.0625
	50アール割合が1/2以上		90パーセント以上		
2	1ヘクタール割合が3/5以上	85パーセント以上	80パーセント以上		0.094
	50アール割合が3/5以上		90パーセント以上		
3	1ヘクタール割合が2/3以上	85パーセント以上	80パーセント以上	対策費の対象面積に含まれる全ての農用地について農地中間管理権の設定等が行われること	0.125
	50アール割合が2/3以上		90パーセント以上		

注1： 受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注2： 農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注3： 農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第5の5に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営等に係る委託の期間が15年以上であること。

なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して15年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から15年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注4： 要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄1の基準を達成している地区にあっては、区分の欄1に規定する事業を実施することはできない。

要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄2の基準を達成している地区にあっては、区分の欄2に規定する事業を実施することはできない。

要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄3の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄3に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により1ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50アール割合）、対策費部分集積率又は対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注5： 区分の欄3に規定する事業を行う地区（第3の12の（3）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第87条第5項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注6に掲げる場合を除く。

- ① 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者 次のいずれかに掲げる場合
 - イ 当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合
 - ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合
 - ハ 当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積

等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の解除をした場合

- ② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合
 - イ 当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合
 - ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合
- ③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合
 - イ 当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合
 - ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注6：注5ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

- ① 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合
- ② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- ③ 注5①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合
 - ア 当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと
 - （ア）設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が15年以上あること
 - （イ）機構により所有権が取得されること
 - イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注7：区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

1 第1の6（1）から（8）までに掲げる地域であって、2から5まで以外の地域	0.0625	0.04125
	0.094	0.058
	0.125	0.075
2 北海道内の地域であって第1の6（1）から（8）までに掲げる地域	0.0625	0.01375
	0.094	0.019
	0.125	0.025
3 北海道内の地域であって2以外の地域	0.0625	0.0375
	0.094	0.056
	0.125	0.075
4 沖縄県	0.0625	0.02
	0.094	0.023
	0.125	0.025
5 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域	0.0625	0.013
	0.094	0.017
	0.125	0.02

別表5（採択要件）

- 1 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合

現況	基準	要件
80パーセント未満	80パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
80パーセント以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	

- 2 1以外の場合

現況	基準	要件
50パーセント未満	50パーセント以上となること	担い手農地利用集積率が左記のように増加することが確実に見込まれること
50パーセント以上 90パーセント未満	5パーセントポイント以上増加すること	
90パーセント以上 95パーセント未満	95パーセント以上となること	
95パーセント以上	担い手への利用集積が図られること	

別紙 1（水利施設整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 に掲げる水利施設整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 基幹水利施設整備型

別表 2 の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の事業の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）

2 農業用水再編対策型

用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの

3 地域用水機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいう。以下同じ。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの

4 流域水質保全機能増進型

用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの

5 排水対策特別型

(1) 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの

(2) (1)の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び別表 2 の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)から(5)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの

ア 排水施設と一体としての機能を有するもの

イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの

ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの

6 基幹水利施設保全型

(1) 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「国営造成施設」という。）及び都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「都道府県営造成施設」という。）に関する別記様式第1号により次に掲げる事項を定めた機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ 劣化原因究明のための構造物の監視

エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

(3) 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施

7 水利施設集約再編型

用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、国営造成施設、都道府県営造成施設及び国営造成施設又は都道府県営造成施設と一体的に行う団体営事業により造成された農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの

8 低炭素農業水利システム構築型

農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。

(1) 別表2の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(11)に掲げる事業を行うもの

(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの

(3) (1)の事業及び別表2の5の農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの

(4) 国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）と併せて、別表2の5の農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの

9 流域治水対策型

(1) 別表2の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9)又は(10)に掲げる事業のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダ

ム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの

(2) 用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの

(3) 用排水施設整備事業（治水協定ダムを除く。）を実施するものであって、流域治水の取組の推進に資するもの

10 農地集積促進型

水管理の省力化のための農業用排水施設の整備等を行うことにより、担い手への農地集積・集約を促進するため、下記の事業を実施するもの

(1) 用排水施設整備事業を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表2の農業経営高度化支援事業及び農業構造転換特別対策事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 国営かんがい排水事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業（別表2の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）を一体的に実施するもの

11 畑作等推進支援水利再編型

営農の変化に応じた農業用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物等への作付転換を促進するため、下記の事業を実施するもの

(1) 用排水施設整備事業を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表2の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

12 簡易整備型

簡易整備型の事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 用排水施設整備事業を実施するもの

(2) 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

第3 事業の実施地域

水利施設整備事業のうち第2の10の実施区域は、要綱第3の区域のうち、原則として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域とする。

ただし、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪

江町、葛尾村及び飯舘村をいう。)及び令和6年能登半島地震の被災市町(石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。)にあっては、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プランをいう。)の対象地域を実施区域とすることも可能とする。

第4 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

- 1 第2の1から7まで、9の(2)及び11の事業については都道府県(第2の6(2)の事業については都道府県又は市町村)
- 2 第2の8、9の(1)及び(3)の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合
- 3 第2の10の事業については、都道府県(指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業及び農業構造転換特別対策事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。)
- 4 第2の12の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者

第5 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(6)までに掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹的農業水利施設の改修を実施する場合にあっては、当該施設の機能保全計画等が策定されていること。
 - (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール(沖縄県において行うものにあつては、当分の間、水田については100ヘクタール、畑地については50ヘクタール)以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール(沖縄県において行うものにあつては、当分の間、5ヘクタール。ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない。)以上のもの
 - (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。)の新設又は変更(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下各別紙において「令」という。)第50条第1項に基づく事業によって新設された畑地を受益地とする農業用排水施設の変更に限る。)であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール(沖縄県において行うものにあつては、50ヘクタール)以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール(沖縄県において行うものにあつては、当分の間、末端支配面積の制限を設けない。)以上のもの

- (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね100ヘクタール）以上のもの
- (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、末端支配面積の制限を設けない。）のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね50ヘクタール）以上のもの
- (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの
- (6) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。

ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。

2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

- (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であつて、かつ、末端支配面積が5ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあつては、末端支配面積の制限を設けないものとする。
- (2) 実施地域内に100ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域が含まれること。
- (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。

ア 次の算式により算定される再編水量が毎秒0.5立方メートル以上であること。

$$\text{再編水量} = \text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）} - \text{更新水利権水量}$$

イ 次の算式により算出される再編水量の比率が10パーセント以上であること。

$$\frac{\text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）} - \text{更新水利権水量}}{\text{許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）}} \times 100$$

許可水利権水量（慣行水利権水量等を含む。）

- (4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、

再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。

ア かんがい施設の整備の事業主体及び土地改良区等受益者団体

イ 新規利水事業の事業主体

ウ 都市開発事業計画等が第6の1の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体

エ 関係市町村

オ その他都道府県知事が必要と認める者

3 地域用水機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県にあっては、100ヘクタール）以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント以上であること。

(4) 土地改良区又は市町村は、地域用水機能増進型の区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（以下「地域用水協議会」という。）を設置すること。

ア 事業実施主体

イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）

ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）

エ 都道府県土地改良事業団体連合会

オ その他土地改良区又は市町村が必要と認める者

(5) 地域用水協議会の活動は、次に掲げる内容を主たるものとする。

ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整

イ 土地改良区又は市町村が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県にあっては、100ヘクタール）以上であること。

(2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であるものを含む。）に係るものであること。

(3) 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。

(4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農

業の推進に関する指針が策定されていること。

- (5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質基準がまだ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
 - (6) 土地改良区又は市町村は、流域水質保全機能増進型の区域に1つ、3の(4)のAからオまでに掲げる者から構成される地域用水協議会を設置すること。また、地域用水協議会の活動は、3の(5)のA及びイに掲げる内容を主たるものとする。
- 5 排水対策特別型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、A又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - A 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にならないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう。）水田
 - ウ A又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
 - (2) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあつては、おおむね10ヘクタール）以上であること。
- 6 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
- (1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であつて、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
 - (2) 第2の6の(1)の事業の対象となる都道府県営造成施設は、都道府県が別記様式第2号により作成する実施方針に位置付けられたものとする。なお、実施方針は、策定後5年以内に見直しを行うものとし、新たに基幹水利施設保全型を開始する場合においては、事業採択の申請時に実施方針を併せて提出するものとする。
 - (3) 第2の6の(2)については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。
 - (4) 第2の6の(2)について、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合（以下「法律補助」という。）にあつては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。
 - (5) 都道府県営造成施設について第2の6の(3)を実施するときは、(2)により都道府県知事が選定した施設であること。

(6) 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること。

7 水利施設集約再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね100ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね20ヘクタール）以上であること。

(2) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。

(3) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たって、次のいずれかに該当するもの。

ア 2以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む）。

イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。

(4) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。なお、総費用とは、事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等の事業費であり、次の算式により算出するものとする。

総費用 = 当該事業に要する事業費

+ 当該事業により整備される施設及び全ての既存施設の資産価額

+ 耐用年数が終了した一部施設の再整備費

- 評価期間終了時点の関連する全ての施設の資産価額

8 低炭素農業水利システム構築型の実施に当たっては、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素排出土地改良施設整備計画（以下「低炭素計画」という。）を策定すること。

9 流域治水対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 第2の9の(1)の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。

イ 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。

ウ 別表2の1の(10)緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。

エ 本事業を令第50条第12項に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第5の6の(4)に掲げるものとする。

(2) 第2の9の(2)の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア 受益面積がおおむね200ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール）以上であること

イ 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること

ウ 以下のいずれかを満たす地域で実施すること。

(ア) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。

① 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

② 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(イ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

(ウ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

(3) 第2の9の(3)の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること。

イ 計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること。

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあつては10ヘクタール）以上であること。

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表5に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

11 畑作等推進支援水利再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあつては10ヘクタール）以上であること。

(2) 第2の11の事業の完了時において、受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が5ha以上、かつ、20%ポイント以上増加すること。

12 簡易整備型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

- (1) 1 地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- (2) 1 地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (3) 1 地区当たりの受益面積が、5ヘクタール以上であること。

第6 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第3号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあっては、都道府県知事は第5の2の(4)の再編協議会の助言を得るものとする。

- (1) 地域の現在の利水状況
- (2) 地域の利水に関する将来構想
- (3) 農業用水の再編構想
- (4) 施設整備の概要
- (5) その他関連する事項

2 地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第4号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第5の3の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域の所在及び現況
- (3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- (4) 施設の整備等の構想及び基本計画
- (5) 関連事業
- (6) その他必要な事項

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を別記様式第23号により策定するものとする。

4 基幹水利施設保全型

- (1) 都道府県知事は、第2の6の(1)及び(3)の事業を実施する場合には、別記様式第5号により保全整備事業計画書を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事又は市町村長は、第2の6の(2)の事業を実施する場合には、別記様式第6号により機能保全計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、法律補助として実施する場合には、別記様式第7号により事業計画の概要を

作成するものとし、それ以外（以下「予算補助」という。）として実施する場合には、別記様式第5号により保全整備事業計画書を作成するものとする。

(3) 都道府県知事は、法律補助として実施する場合には、要領第11の5の規定にかかわらず、土地改良事業計画の概要及び土地改良事業計画は、別記様式第8号及び別記様式第9号によるものとする。

5 水利施設集約再編型

都道府県知事は、第2の7の事業を実施する場合には、別記様式第10号により集約再編計画の概要を作成するものとする。また、これに加え、別記様式第11号により事業計画の概要を作成するものとする。

6 低炭素農業水利システム構築型

(1) 事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、令第50条第13項の低炭素計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第12号により低炭素計画を作成するものとする。また、長寿命化対策を併せて行う場合については、別記様式第6号の機能保全計画の概要を作成するものとする。令第50条第13項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 地区の現況

イ 農業用排水施設の省エネルギー化又は再生エネルギー利用の取組方針

(2) 農業水利施設省エネルギー化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第13号により省エネルギー化対策実施計画を作成するものとする（この場合、(1)の低炭素計画に代えることができる）。

7 流域治水対策型

事業実施主体は、第2の9の事業を実施する場合には、令第50条第12項の流域治土地改良施設整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第14号により流域治水対策整備計画を作成するものとする。令第50条第12項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 地区の現況

イ 流域治水プロジェクトの策定等の状況

ウ 対象施設の概要及び施設整備計画

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1) 令第50条第5項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 担い手等の見通し

ウ 担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農用地流動化及び農作業の集積の内容

(2) 集積地域整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

- イ 課題及び整備方針
- ウ 生産基盤整備事業の概要
- エ 担い手への農用地集積計画
- オ 担い手別農用地集積方法
- カ 農業経営高度化支援事業の概要
- キ 中心経営体への農地集積・集約化計画

(3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第15号によるものとする。

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第16号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) 集積地域整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(6) 農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第17号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

9 畑作等推進支援水利再編型

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第6項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 畑作物等の導入計画の見通し

ウ 畑作物等の導入面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 生産基盤整備事業の概要

エ 畑作物等の導入促進計画

オ 畑作物等の目標年度及び作付計画

カ 農業経営高度化支援事業の概要

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第21号によるものとする。

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第22号による水利施設整備計画とする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

- 1 都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の1の再編計画を変更すること。
 - (1) 受益面積の10パーセント以上の増減
 - (2) 主要工事計画又は合理化水量の著しい増減
 - (3) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の4の保全整備事業計画書を変更すること。
 - (1) 第2の6の(1)に規定する機能保全計画の策定における、水路延長の20パーセント以上の増減又はダム、頭首工、揚排水機、用排水樋門等の施設数の20パーセント以上の増減
 - (2) 第2の6の(2)の事業における、新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
 - (3) 当初計画にない緊急対応を実施する場合
 - (4) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 3 事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の6の低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画を変更すること。
 - (1) 新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
 - (2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 4 事業実施主体は、流域治水対策型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の7の流域治水対策整備計画を変更すること。
 - (1) 新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合
 - (2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の10パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得

られるものによる場合を除く。)

- 5 都道府県知事は、農地集積促進型において、第6の8に定める集積地域整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 6 都道府県知事は、農地集積促進型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、7に定める場合を除き、翌年度の11月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第18号により報告するものとする。
- 7 農地集積促進型における農業構造転換推進計画の変更があった場合であって、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表4の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、第5の5の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第18号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 8 地方農政局長等は、7の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めるときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。
- 9 都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型において、第6の9に定める作付転換整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 10 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第6の10の水利施設整備計画を変更するものとする。
 - (1) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の20パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更目の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

第8 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第23号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第30号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第23号により地方農政局長等に報告するものとする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第24号により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第25号により行うものとする。
- 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第26号により行うものとする。
- 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第27号により行うものとする。
- 6 農業構造転換推進計画に係る達成状況報告については、次の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 農地集積促進型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の4月1日から起算して7年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第20号により地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して6年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表4の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。
 - (2) (1)の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 7 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第28号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第31号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第28号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 8 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第29号により行うものとする。

- 1 第2の6、8、9の(1)及び(3)並びに12の事業及び別表2の区分2から5までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。
- 2 第2の6の(2)及び第5の1の「機能保全計画等」とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、第2の6の(1)及び別紙3の第2の4に基づいて策定する機能保全計画とする。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱第3に掲げる広域基盤整備計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画
 - (4) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2の運用1第1の6（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3第2において準用する場合を含む。）及び運用3第1の3の(5)に掲げる機能保全計画
 - (5) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）別添1-4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画
- 3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。
 - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）により廃止された国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
 - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年4月1日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）により廃止された国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる施設の長寿命化に関する計画
 - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてにより廃止された国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)に掲げる長寿命化に関する計画
 - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）により廃止された戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村

振興局長通知) 別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

- (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止された特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知)別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
 - (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてにより廃止された農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知及び、24生畜第2231号農林水産省生産局長通知)別紙3-1第2の7の(1)に掲げる機能保全計画
 - (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)により廃止された農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知)第2の12に掲げる機能保全計画
 - (8) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2309号農林水産省農村振興局長通知)第4の4(2)に掲げる機能保全計画
 - (9) その他地方農政局長等が機能保全計画と同等と認める計画
- 4 水利施設整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙4の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。
 - 5 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

別記様式第1号

	地区名	地区
<p>機能保全計画</p> <p>令和 年 月</p> <p>〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村</p>		

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調書
 - (1) 事業の状況
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
 - (1) 対策工法
 - (2) 対策時期
 - (3) 機能保全コスト算定
 - (4) 施設機能監視計画

別記様式第2号

〇〇県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1. 事業実施期間 R〇〇年度～R〇〇年度

2. 対象施設

(1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧^{※1}

地区名 ^{※2}	施設名	造成年度	種類 ^{※3}	規模 ^{※4}	水路延長 ^{※5}	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等

※3：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※4：規模とは、貯水池は貯水量（千 m^3 ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※5：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

3. 事業の進め方

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後5年間の計画策定の推進目標（最低でも50%とする）等について記載すること。

別記様式第3号

農業用水再編対策基本計画

- 1 地域の利水をめぐる状況
- 2 地域の利水に関する将来構想
 - (1) 基本方針
 - (2) 水需要の将来予測
 - (3) 水源開発及び水利権取得計画
- 3 農業用水の再編構想
 - (1) 基本方針
 - (2) 現況の農業用水の利水状況
 - (3) 農業用水需要の将来予測
 - (4) 必要水量の検討
 - (5) 水利調整計画
- 4 施設整備の概要
 - (1) 農業水利施設の整備状況
 - (2) 必要水量の確保に必要な施設の整備計画
 - (3) 費用負担の考え方
 - (4) 施設の管理の考え方
 - (5) 関連事業計画等
- 5 その他関連する事項

別記様式第4号

	地区名	地区
	作成年月	年 月

地域用水環境整備計画
〇 〇 地 区

令 和 年 月
〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

＜地域用水環境整備計画 目次＞

- 1 地区概要表
 - (1) 所 在
 - (2) 地域の概要
 - ① 地域の地勢及び社会条件
 - ② 市町村等における地域開発等の方向
 - (3) 農業用水の成立過程
 - ① 農業用水の歴史的経緯
 - ② 整備状況
 - (4) 現況の地域用水機能
 - ① 地域用水機能の概要
 - ② 施設タイプごとの地域用水機能の概況
 - ③ 管理体制
- 2 地域の所在及び現況
- 3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- 4 施設の整備等の構想及び基本計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
- 5 事業実施計画
 - (1) 事業実施計画
 - (2) 指標等
 - ① 地域用水機能存在指標（現況）
 - ② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）
- 6 関連事業
- 7 添付図面
 - (1) 地域用水環境整備現況図
 - (2) 地域用水整備構想図
 - (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
 - (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

地域用水環境整備計画

1 地区概要表

都道府県名		地区名					地域用水機能の増進のための方策	地域用水機能	現況	
関係市町村名								地域用水機能	目標	
地域の概要	地理的条件							施設整備		
	農業状況									
計画対象面積	全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考		配水操作		
	ha	ha	ha	ha	ha					
人口・戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数			維持管理		
	実数									
	構成比									
農業基盤整備状況								機能の増進	存在要件	
							増進効果			
							備考			

2 地域の所在及び現況

(1) 所在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

① 地域の地勢及び社会条件

② 市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

① 農業用水の歴史的経緯

② 整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能

--

① 地域用水機能の概要

② 施設タイプ毎の地域用水機能の概況

- 1) 景観・生態系保全機能または親水機能を有する施設
- 2) 流雪用水機能を有する施設
- 3) 防火用水機能を有する施設
- 4) 生活用水機能を有する施設

施 設	施設の状況		機能の状況				管理の状況		備 考
	施設構造	状 況	アクセス	水路 状況	水位 変動	水質	管理者	状 況	

--

③ 管理体制

3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方

--

(1) 基本方針

(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方

機 能	基本的考え方	施設整備の考え方	配水管理の考え方
生活用水機能 防火用水機能 景観 保全機能 消流雪用水機能			

4 施設の整備等の構想及び基本計画

施 設	機能の類別	機能の増進目標		整備する施設の概要		予定管理者	備 考
		現 況	目 標	構 造	数 量		

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

- ア. 事業実施主体
- イ. 総事業費
- ウ. 予定工期
- エ. 予定費用負担割合

(2) 指標等

① 地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。
 注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

② 地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水機能名	機能番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評価値				係数				算定値					
				アクセス指標 A	水路状況指標 B	水位変動指標 C	水質指標 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	換算距離 a*a	アクセス指標 A*a*a	水路状況指標 B*a*a	水位変動指標 C*a*a	水質指標 D*a*a	計	
〇〇幹線	〇〇支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
〇〇幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
〇〇幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合	計																
	景観保全																
	流雪用水																
	防火用水																
	生活用水																

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水環境整備構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第5号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

1. 機能保全計画の策定

(1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※3：規模とは、貯水池は貯水量（千 m^3 ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(2) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

2. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

3. 緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
3. 緊急補修工事	千円	
計	千円	

5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

注1) 実施方針（別記様式第2号）を添付すること。

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画の概要（別記様式第6号）等を添付すること。

別記様式第 6 号

機能保全計画の概要

1 施設 の 概 要	施設名称	造成工期		受益面積	造成事業	施設管理者
		着工	完成	h a		
	施設構造					
	施設規模					
	事業実施理由					
2 調 査 結 果 概 要	予備調査結果概要					
	一般調査結果概要					
	詳細調査結果概要					
	診断結果					
3 機 能 保 全 対 策 概 要	対策工法					
	対策時期					
	対策費用					
4 機 能 保 全 コ ス ト	機能保全コスト					
	コスト削減効果※					

※コスト削減効果については、従来の対応を採った時と比較して、本事業によるコスト削減効果を記入する。

別記様式第7号

〇〇地区 事業計画の概要

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ~	
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、補強工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
対象施設 概要	名称	主要諸元		受益面積	基本事業計画		
					造成工期	造成工事費	受益面積
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、 有効貯水量、計画洪水量、余 水吐形式、取水設備形式等		ha	年度 ~	千円	ha
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、 計画洪水量、基礎、護床工型 式、附帯設備等					
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動 機、基礎等					
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附 帯工等					
施設整備 計画	(機能保全対策工事の規模、工法等について記載する。)						
事業費	種目	数量		金額		備考	

基本事業 の概要	事業種別	地区名	受益面積			事業費	工期
			水田	畑	計		
			ha	ha	ha	千円	年度
計画の概要							
対象施設 の 管理状況	施設名	管理費（最近10年平均）			管理事業計画の概要		
		水管理費	整備補修費	計			
		千円	千円	千円	計画確定年月日	管理受託者	費用負担区分

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法手続 予定表						
図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図					

（注）基本事業とは本事業による機能保全対策工事の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第8号

事業計画概要書

第1章 目的

事業の目的を簡潔に記載する。

第2章 地域の所在地及び現況

地域の所在及び地積、機能保全対策工事の対象となる施設の状況並びに機能保全対策工事の必要性について記載する。

第3章 施設整備計画

対策工事の内容について記載する。

第4章 費用の概算

総額のみ記載する。

第5章 効用

事業の施行によって生ずる効果について記述する。

第6章 他の事業との関係

基本事業及び当該施設に係る維持管理事業の概要等について記載する。

第7章 計画概要図

5万分の1地形図に記載する。

別記様式第9号

事業計画書

- 第1章 目 的
- 第2章 地域及び地積
 - 第1節 地 域
 - 第2節 地 積
- 第3章 対象施設の状況
 - 第1節 用水施設
 - 1 貯水池
 - 2 頭首工
 - 3 揚水機
 - 4 用水路
 - 5 その他かんがい施設
 - 第2節 排水施設
 - 1 排水水門
 - 2 排水機
 - 3 排水路
 - 4 その他排水施設
 - 第3節 その他の施設
- 第4章 施設整備計画
 - 第1節 要 旨
 - 第2節 用水施設
 - 1 貯水池
 - 2 頭首工
 - 3 揚水機
 - 4 幹線用水路
 - 5 その他かんがい施設
 - 第3節 排水施設
 - 1 排水水門
 - 2 排水機
 - 3 排水路
 - 4 その他排水施設
 - 第4節 その他の施設
- 第5章 工事の着手及び完了の予定時期
- 第6章 環境との調和への配慮
- 第7章 事業費の総額及び内訳
- 第8章 効 用
- 第9章 関連する事業
 - 1 基本事業
 - 2 維持管理事業
 - 3 その他の関連事業
- 第10章 計画図面
 - 1 現況平面図
 - 2 計画平面図
 - 3 主要工事図面

別記様式第10号

集約再編計画の概要

1 集約再編 の考え方						
2 現況 施設 の 概要	施設名称	造成時期 (完成)	受益面積 (ha)	造成事業	造成 主体	主要諸元
	○○機場					○ m ³ /s
	△△機場					○ m ³ /s
	□□水路					
	××水路					
3 集約 後の 施設 の 概要	施設名称	対策	受益面積 (ha)	主要諸元		
	○○機場	更新		△ m ³ /s		
	□□水路	更新				
	◎◎水路	新設				
	××水路	廃止				
4 総 費用	①現況施設 を更新した 場合	総費用	当該事業に 要する 事業費	当該事業により整備 される施設及びすべて の既存施設の資産価額	耐用年数が終 了した一部施 設の再整備費	評価期間終了時点 の関連するすべ ての施設の資産価額
	②施設の集 約再編を行 う場合	総費用	当該事業に 要する 事業費	当該事業により整備 される施設及びすべて の既存施設の資産価額	耐用年数が終 了した一部施 設の再整備費	評価期間終了時点 の関連するすべ ての施設の資産価額

※ 「2 現況施設の概要」及び「3 集約後の施設の概要」については必要に応じて行を追加

別記様式第11号

〇〇地区 事業計画の概要

地区名						局名			
都道府県名						事業主体			
関係市町村名	受益面積 (ha)					受益戸数	事業費	予定工期	
	水田		畑		計				
	現況	計画	現況	計画	現況	計	戸	千円	～ 年度
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、施設の集約再編の必要性等について具体的に記載する。)								
集約 再編後 の施設 の概要	名称	主要諸元			受益面積	基本事業計画			
						造成工期	造成工事費	受益面積	
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、 有効貯水量、計画洪水量、余 水吐形式、取水設備形式等			ha	年度 ～	千円	ha	
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、 計画洪水量、基礎、護床工型 式、附帯設備等							
	〇〇 機場	形式、実揚程、揚水量、原動 機、基礎等							
	〇〇幹 線水路	形式、延長、流量、流速、附 帯工等							
事業費	種 目		数 量		金 額		備 考		
基本事業 の概要	事業種別	地区名		受益面積			事業費	工期	
			水田	畑	計				
			ha	ha	ha		千円	年度	
	計画の概要								

関連事業	事業名	工期	受益面積	総事業費	前年度までの進捗率	本事業との関連性
法手続 予定表						
図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図					

(注) 基本事業とは本事業による整備の対象となる施設を造成した国営土地改良事業、都道府県営土地改良事業等の土地改良事業をいう。

別記様式第12号

〇〇地区 低炭素排土地改良施設整備計画

地区名			局名				
都道府県			事業主体				
関係市町村	関係土地改良区	受益面積	事業費	工期			
		ha	千円	年度 ～			
地域指定等							
現況 (事業の必要性)	(省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を行う背景や目的を記載)						
省エネルギー化、再生可能エネルギー利用の取組方針	(高効率設備の導入による省エネルギー化や小水力発電施設等の再生可能エネルギーの利用による、低炭素農業水利システムの構築に向けた整備の概要を記載)						
施設整備の概要	名称	主要諸元	新設/変更	基本事業計画 ^{*1}			整備内容
				受益面積	造成工期	造成工事費	
(記載例)	〇〇排水機場		変更	ha	年度 ～	千円	高効率ポンプへの更新
	〇〇発電所		新設	—	—	—	小水力発電施設の新設
	〇〇用水路		変更	ha	年度 ～	千円	併せ行う長寿命化対策 ^{*2}
維持管理対象施設 ^{*3} の概要	名称	主要諸元	基本事業計画 ^{*1}			維持管理費軽減等の内容	
			受益面積 ^{*3}	造成工期	造成工事費		
(記載例)	〇〇排水機場		ha	年度 ～	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化による維持管理費の軽減 ・余剰電力の売電収益を施設の維持管理費に充当 	
	〇〇用水機場		ha	年度 ～	千円	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇小水力発電施設の発電電力を施設に供給。 ・余剰電力の売電収益を施設の維持管理費に充当 	

現況（維持管理対象施設での使用エネルギー）※ ⁴			
事業実施前の年間エネルギー使用量		事業実施前の単位当たりエネルギー使用量	
電力、燃料等	エネルギー使用量	電力、燃料等	エネルギー使用量
kWh	k1	kWh	k1
目標①：省エネルギー化の場合※ ⁴			
年間エネルギー使用量に対する削減量		単位当たりエネルギー使用量の削減量	
電力、燃料等	エネルギー使用量	電力、燃料等	エネルギー使用量
kWh	k1	kWh	k1
目標②：再生可能エネルギー利用の場合※ ⁴			
発電電力量		エネルギー利用量	
kWh		k1	
各種協議状況※ ⁵			
発電施設の予定管理者及び予定管理方法※ ⁵			
費用の負担方法			

※1 農業水利施設の変更（集約再編に伴う廃止を含む）となる場合に記載（発電施設の新設の場合は記載不要。）

※2 省エネルギー化・再生可能エネルギー利用のための整備に併せて、農業水利施設の長寿命化対策を実施する場合は、別紙様式第6号の機能保全計画の概要を添付すること

※3 「発電電力の活用や売電収入が維持管理費に充当される」又は「省エネルギー化による維持管理費の軽減等の恩恵を受ける」全ての施設

※4 エネルギー使用量及び利用量は原油換算しk1単位で記載

※5 再生可能エネルギー利用の整備を行う場合のみ記載

別紙様式第13号

省エネルギー化対策実施計画

1 施設整備事業の概要

事業名	地区名	事業主体名	都道府県名	市町村名	土地改良区名	調査等実施期間	事業実施期間	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)
						年～年 (調査)	年～年	ha	百万円
地域指定			事業概要						

注1) 事業名には、国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）又は水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）を記載すること。

2 農業水利施設省エネルギー化支援事業による助成対象事業費

施設名	管理者	施設整備の概要	工事実施期間	助成対象事業費	備考
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
合計				百万円	

注) 施設整備事業のうち省エネルギー化に資する事業について記載すること。

3 地区内における省エネルギー化対策の概要

(1) 省エネルギー化

施設名	管理者	受益面積	主要諸元	電気（燃料）使用量				ハード対策	ソフト対策	対策期間	備考
				現況		事業実施後					
				(kWh, kl)	原油換算(kl)	(kWh, kl)	原油換算(kl)				
用水施設											
1											
2											
3											
4											
合計(原油換算 kl) (a)											
地区内の年間粗用水量(千 m ³) (b)											
単位水量当たりエネルギー使用量 (kl/m ³) (a/b/1000)											
排水施設											
1											
2											
3											
合計(原油換算 kl) (a)											
計画排水量(千 m ³) (b)											
単位水量当たりのエネルギー使用量 (kl/m ³) (a/b/1000)											

注1) 施設整備事業の対象となる施設管理者が管理する施設のうち、国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）では地区内に存する末端支配面積100ha以上のエネルギーを使用する施設を、水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）では地区内に存するエネルギーを使用する施設を全て記載すること。

注2) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策後の計画値を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー利用

施設名	管理者	発電方法	新設・更新 ・存置の別	年間可能発電量(MWh)		運用期間	発電電力の供給先又は 売電収入の充当先の施設	備考
				現況	事業実施後			
1								
2								
3								
4								
	合計							
	原油換算(kl)							

注1) 事業による整備の有無にかかわらず、事業実施後に地区内に存する再生可能エネルギーを利用した発電施設を全て記載すること。

注2) 発電電力の供給先又は売電収入の充当先の施設には、施設名、主要諸元等を記載すること。

注3) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策後の計画値を記載すること。

(3) まとめ

地区全体のエネルギー 使用量(kl) (ア)	再生可能エネルギー 発電量(kl) (イ)	省エネ対策実施施設の エネルギー使用量(kl) (ウ)	うちソフト対策実施施設の エネルギー使用量(kl) (エ)	全体に占める割合 $\text{エ} \div (\text{ア} - \text{イ}) \times 100$
				%

注) 全体に占める割合は50%以上となるようにすること。

別記様式第14号

流域治水対策整備計画

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～	
現況 (事業の必要性)	(対象施設の状況、田んぼダムへの取組状況、流域治水対策の推進のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
流域治水プロジェクトの策定状況※1	策定(予定)年月日				水系名		
治水協定の締結状況	締結(予定)年月日				水系名		
地方自治体が策定する防災に係る計画・協定への位置付け	計画・協定への位置付け(予定)年月日				位置付け内容		
概要	名称	主要諸元		受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha		年度 ～	
	〇〇頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等		ha		年度 ～	
	〇〇機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等		ha		年度 ～	
施設整備計画	事業種類		対象施設		整備内容		事業費
	(1)農業用排水施設整備事業						千円
	(2)堆砂対策事業						千円
	(3)緊急水管理システム整備事業						千円

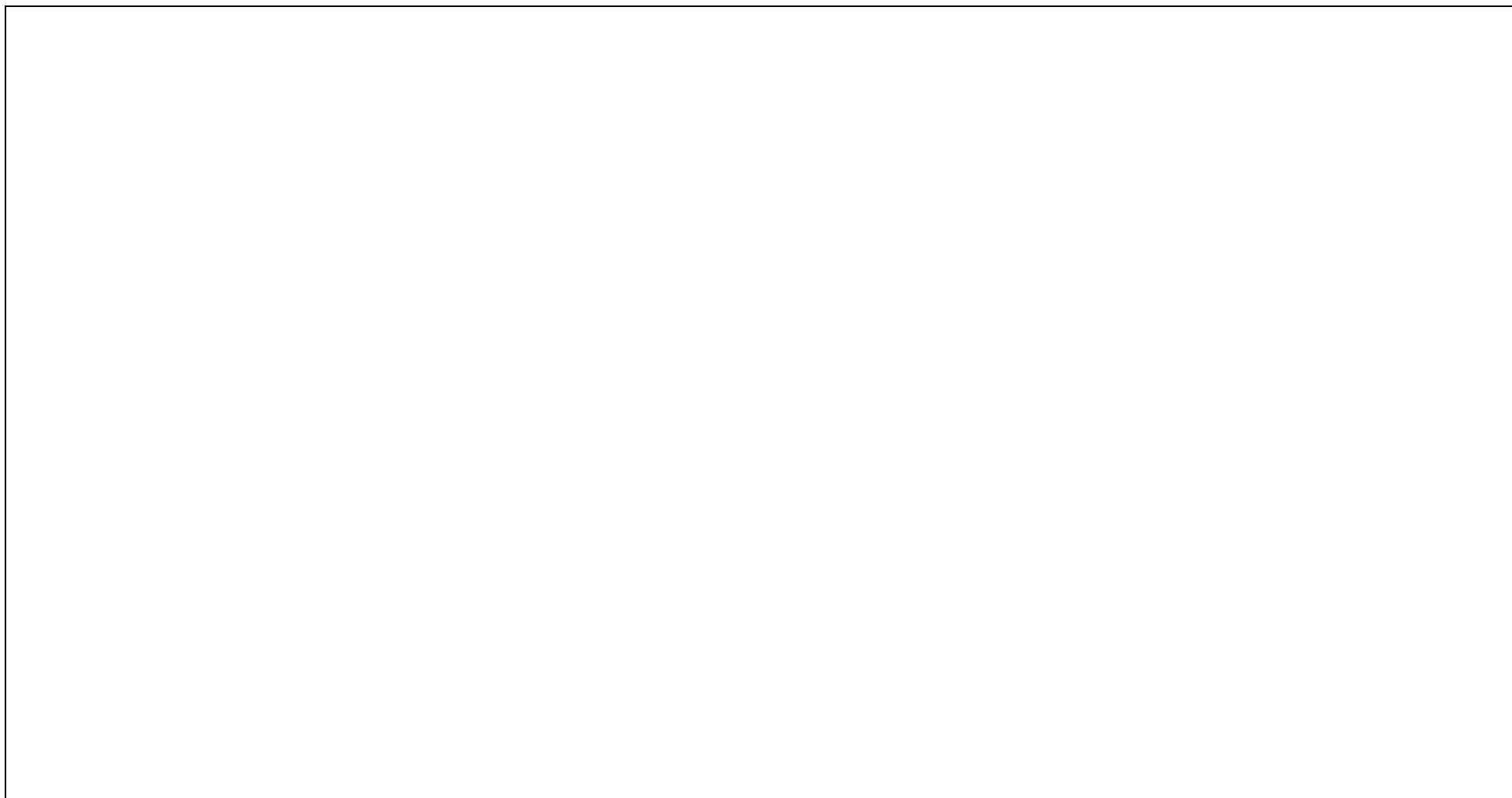
関連事業 の実施状 況	事業名	地区名	整備内容	
水田貯留 機能向上 の取組の 実施面積 ※2	地区内面積 (ha)		地区外面積 (ha)	
	現況	目標年度 (〇〇年)	現況	目標年度 (〇〇年)
流域治水の取組内容※3		(計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資する整備であることを具体的に記載する。)		

※1 別紙1第2の9の(1)から(3)の事業を実施する場合、整備対象施設が位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

※2 別紙1第2の9の(2)の事業を実施する場合のみ記載

※3 別紙1第2の9の(2)及び(3)の事業を実施する場合のみ記載

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図



別記様式第15号

農用地利用集積地域土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府 県名		地区名		受益面積		所在地		
地 土 形 壤 ・ 地 気 質 象								
地 域 農 業 概 要	専兼業別 農家戸数	専業		1種 兼業	2種 兼業	計	平均農家所得 (令和 年)	
							農業所得 千円	
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計	農外所得 千円	
							計 千円	
	主要 作物 作付 面積	作物名					延作付面積 (ha)	土地利用 率 (%)
		作付面積 (ha)						
単位収量 (kg/10a)								
地域指定等								

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の 概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の 現状と課題				
農用地の 集積目標等	利用集積率 ○○%→○○% 集積団地要件の定義：○ha以上			
地域農業の 振興方向と 整備方針	※水管理の省力化が図られることを明記すること			

7 農業経営高度化支援事業の概要

別記1別表2の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (対象事業費) (千円)	備考

注1：別記1別表2の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別記1別表2の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注4：「対象事業費」とは、中心経営体農地集積促進事業を実施する場合、農業生産基盤整備事業に係る事業費。

8 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の集約化面積 (ha) F				中心経営体集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)
		中心経営体の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の所有面積 (ha) C	中心経営体の使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha) E			
事業実施前 (○年度)								
整備事業完了時 (○年度)								
要件達成確認時 (○年度)								
目標年度 (○年度)								

注1：別記1別表2の区分の欄の4の(2)のウの中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

別記様式第17号

●●地区における農業構造転換推進計画

1. 地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工年度	対策費の活用開始 予算区分	ハード 完了 年度	全体 受益面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載すること。

2. 農業構造転換特別対策事業の区分

農業構造転換特別対策事業の区分	助成割合

注1：農業構造転換特別対策事業の区分は、別記1別表4の区分の欄に掲げる事業のうち、当該地区において実施する事業の番号を記載すること。

注2：助成割合は、別記1別表4の助成割合の欄に掲げる数値のうち、当該地区において該当するものを記載すること。

注3：要領別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。

3. 農業構造転換特別対策事業の対象区域図（別添）

4. 農地の大区画化に係る計画

(1) 受益面積全体

区分	全体受益面積 (ha) A=B+C+D	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の区 画の面積 (ha)	1 ha 以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha 以上 区画の割合 (%)
		B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (〇年度)	田					
	畑					
	その他					
	計					
生産基盤整備 事業等完了時 (〇年度)	田					
	畑					
	その他					
	計					

要件達成確認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha) A	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha) F	対策費部分 集積率 (%) B/A	対策費部分 集約化率 (%) F/B
		利用集積面積 (ha) B = C + D + E	所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) E			
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整 備事業等 完了時 (○年度)								
要件達成確 認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) A	担い手の				担い手の集約化面積 (ha) F	担い手農地利用集積率 (%) B/A	担い手の利用集積面積に占める集約化率 (%) F/B
		利用集積面積 (ha) B = C + D + E	所有面積 (ha) C	使用収益権面積 (ha) D	基幹3作業受託面積 (ha) E			
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備事業等完了時 (○年度)								
要件達成年度 (○年度)								
促進計画の目標年度 (○年度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

6. 農地中間管理権の設定等に係る計画

区分	全体受益面積 (ha)	対策費の対象面積 (ha) A	農地中間管理権の設定等に係る面積 (ha) B = C + D + E	農地中間管理権の設定等			農地中間管理権の設定等の割合 (%) B/A	備考
				農地中間管理権の設定面積 (ha) C	農地中間管理機構の所有面積 (ha) D	農業経営等の委託に係る面積 (ha) E		
農業構造転換推進計画提出日 (○年○月○日)								
翌年度 (○年度)								
翌々年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備事業等完了年度末日 (○年3月31日)								
合計								

注1：別記1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積 (A欄) は、年度によらずに全体の面積を記載すること

(計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。)。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積(A欄)の数値を変更すること。

注3：農地中間管理権の設定面積(C欄)は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積(D欄)は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積(E欄)は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積(B欄)が、対策費の対象面積(A欄)と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：別記1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

(別添)

農業構造転換特別対策事業の対象区域図

地区名（事業名）：

事業実施前	事業完了後

注1：対策費の対象面積に該当する区域を枠で囲うなど、対策費の対象面積が分かるように記載すること。

注2：要領別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、その区分ごとの対象区域が分かるように記載すること。

別記様式第18号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認申請書

下記の地区において、△△年度当初（補正）予算から、農業構造転換特別対策事業【を
実施 / の区分を変更】したいので、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30
日付け29農振第2703号農村振興局長通知）【第5の5 / 別紙1第7の6】の規定に基づ
き、【農業構造転換推進計画 / 変更後の農業構造転換推進計画】を添えて申請します。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農地集積 促進型				ha	百万円	

注：水利施設等保全高度化事業実施要領第5の5の規定に基づき申請する場合は、【 】の部分を/の左
の記載とし、水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第7の6の規定に基づき申請する場合は、
【 】の部分を/の右の記載とする。

別記様式第19号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記の地区について、農業構造転換特別対策事業の【実施 / 変更】を承認したので通知する。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農地集積 促進型				ha	百万円	

注：水利施設等保全高度化事業実施要領第5の6の規定に基づき通知する場合は、【 】の部分の左の記載とし、水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第7の8の規定に基づき通知する場合は、【 】の部分の右の記載とする。

別記様式第20号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

農業構造転換推進計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知）別紙1第8の6の規定に基づき、下記の地区について、別添のとおり事業達成状況について報告します。

記

事業型	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農地集積 促進型				ha	百万円	

(別添)

●●地区における農業構造転換推進計画達成状況報告書

1. 地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工年度	対策費の活用開始 予算区分	ハード 完了 年度	全体 受益面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載すること。

2. 農地の大区画化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分		全体受益面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha未満の 区画の面積 (ha)	1 ha以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

(2) 対策費の対象面積部分

区分		対策費の 対象面積 (ha)	50 a 未満の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha未満の 区画の面積 (ha)	1 ha以上の 区画の面積 (ha)	50 a 以上 区画の割合 (%)	1 ha以上 区画の割合 (%)
		A=B+C+D	B	C	D	(C+D) / A	D / A
事業実施前 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の対象面積 (ha) A	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha) F	対策費部分 集積率 (%) B/A	対策費部分 集約化率 (%) F/B
		利用集積面積 (ha) B = C + D + E	所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) E			
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成確認 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象 面積以外の 農用地面積 (ha) A	担い手の				担い手の 集約化面積 (ha) F	担い手農地 利用集積率 (%) B/A	担い手の 利用集積面積に占める 集約化率 (%) F/B
		利用集積面積 (ha) B = C + D + E	所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) E			
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成年度 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

4. 農地中間管理権の設定等に係る達成状況の報告

区分	全体受益面積 (ha)	対策費の対象面積 (ha) A	農地中間管理権の設定等に係る面積 (ha) B=C+D+E	農地中間管理権の設定面積 (ha)	農地中間管理機構の所有面積 (ha)	農業経営等の委託に係る面積 (ha)	農地中間管理権の設定等の割合 (%) B/A	備考
				C	D	E		
農業構造転換推進計画提出日 (○年○月○日)								
翌年度 (○年度)								
翌々年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備事業等完了年度末日 (○年3月31日)								
合計								

- 注1：別記1別表3の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。
- 注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。
- 注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。
- 注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。
- 注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。
- 注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。
- 注7：別記1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

5. 農業構造転換特別対策事業による対策費の交付状況

年度							実際の 交付割合 (%) D/A	備考
	当該年度の 事業費 (千円) A = B + C	当初予算 (千円) B	補正予算 (千円) C	対策費 (千円) D = E + F	当初予算 (千円) E	補正予算 (千円) F		
農業構造転換特別 対策事業開始年度 (○年度)								
2年度目 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備事業 等 完了年度 (○年度)								
生産基盤整備事業 等完了年度の翌年 度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備事業 等完了年度の7年 後 (○年度)								
合計								

助成割合	対策費の交付限度額 (千円)
G	H = Aの合計 × G

注1：当該年度の事業費（A欄からC欄まで）については、生産基盤整備事業等に係る事業費を記載すること。

注2：別記1別表4の区分の欄3による農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等完了年度の翌年度以降であって、農業構造転換特別対策事業に係る助成を行った年度について記載すること。この場合に、行が不足する場合は適宜追加すること。

注3：助成割合（G欄）は、別記1別表4の助成割合のうち、当該地区において該当するものを転記すること。

注4：交付した対策費の合計額（D欄の合計額）が対策費の交付限度額（H欄）を超えないようにすること。

注5：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、当該変更を行った年度の備考欄に変更を行った旨を記載するとともに、助成割合の欄を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。この場合において、交付した対策費の合計額が、助成割合ごとに算定した対策費の交付限度額の合計額を超えないようにすること。

別記様式第21号

作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府 県名		事業実施 主体		地区名		受益面積		所在地	
地 土 形 壤 地 気 質 象									
地 域 農 業 概 要	専兼業別 農家戸数	専業		1種 兼業	2種 兼業	計		平均農家所得 (令和 年)	
								農業所得	千円
	1戸当たり 平均耕地面積 (ha)	水田	普通畑	樹園地	その他	計		農外所得	千円
								計	千円
	主要 作物 作付 面積	作物名						延作付面積 (ha)	土地利用率 (%)
		作付面積 (ha)							
単位収量 (kg/10a)									
地域指定等									

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の 概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の 現状と課題				
地域農業の 振興方向と 整備方針	※地域農業が目指す姿や畑作物・園芸作物への取組内容等について明記すること			

3 農業生産基盤整備事業の概要

事業名	区分	整備内容					備考
	事業名	面積 (ha)					
		田	普通畑	樹園地	その他	計	

4 畑作物等の導入促進計画

畑作物等の導入に向けた営農部局との連携方針	
導入する畑作物等の選定方針	
導入する畑作物等の栽培技術習得方針	(栽培管理、作物管理、土壌管理、機械体系等)
導入する地区全体での取組方針	(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)

5 畑作物等の目標年度及び作付計画

区分	事業実施前(R○年度) ※2 J	農業生産基盤整備事業完了年度 (R○年度)	事業完了後から目標年度(事業完了後○年目) 目標年度の値 K ※3					事業完了前から目標年度の値を減ずる L=J-K
			完了後1年目 (R○年度)	完了後2年目 (R○年度)	完了後3年目 (R○年度)	完了後4年目 (R○年度)	完了後5年目 (R○年度)	
農用地面積 (ha)								
うち水田面積 (ha)								
うち畑地面積 (ha)								
水田面積 (ha) A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲類を作付する水田面積 (ha) B								
うち基幹作として高収益作物を作付する水田面積 (ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち基幹作としてその他作物を作付する水田面積 (ha) D								
畑地化された水田面積 (ha) E=F+G								
うち高収益作物を作付する畑地面積 (ha) F								
代表的な高収益作物名								
うちその他作物を作付する畑地面積 (ha) G								
畑作物等作付面積計 (ha) H=C+D+E								
水田面積に占める畑作物等作付面積割合 (%) I=(H/(A+E))×100								

※1：「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする場合については、作物生産額や作付期間等から畑作物等が営農体系の中心となることを確認すること。

※2：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※3：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

6 畑作物等の作付計画図

(1) 農業生産基盤整備事業完了年度（〇〇年度）

--

(2) 目標年度（〇〇年度）

--

※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での畑作物等の作付計画図を添付すること。

※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化をした農地、水田等の農地の区分がわかるようにすること。

※2年3作やブロックローテーション等の営農体系により畑作物等を作付する場合には、そのことが分かるように記載すること

7 農業経営高度化支援事業の概要

運用別表の区分の欄 の4の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	事業費 (千円)	備考

注1：運用別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がア、イ、ウに分かれている場合には各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

別記様式第22号

水利施設整備計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
	〇〇〇〇土地改良区					
保全・高度化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載					
事業実施期間	令和〇〇年度～令和〇〇年度					
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者					
基盤整備の計画						
事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	年度計画			
			RO	RO	RO	RO以降
農業用排水施設	用水路 L=〇〇km					
	排水路 L=〇〇km					
	排水機場 〇箇所					
定率助成の費用負担の方法						
予定管理者・管理方法						
その他必要な事項						

注：1) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
 2) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。

別記様式第23号

水田利活用計画（達成状況報告）

1 地区の概要（〇〇地区）

都道府県名		関係市町村		関係土地改良区	
工期		受益面積		主要工事	

2 作付計画

区分	事業実施前 (〇年度)	農業生産基盤整備事業完了年度 (〇年度)	目標年度 (完了後〇年)	
			計画	実績
農用地面積(ha)				
うち水田面積(ha)				
うち畑地面積(ha)				
水田面積(ha) A=B+C				
うち水稲を作付けする面積 (ha) B				
うち水稲以外を作付けする 面積(ha) C				
水田面積に占める水稲以外の作 付面積割合(%) D=(C/A)×100				

別記様式第24号

令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があつた〇〇事業について、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧^{*1})

施設名	造成年度	種類 ^{*2}	規模 ^{*3}	水路延長 ^{*4}	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること

※2：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※3：規模とは、貯水池は貯水量（千 m^3 ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数 延長	個所	個所	個所	個所	個所	個所 km	個所	個所 km

3. 対策工事実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要	事業費

4. 緊急対応実施施設調書

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要	事業費

5. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
機能保全計画 策定費				
対策工事費				
緊急対応費				
計				

別記様式第25号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
流域治水対策型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業※1	実施した関連支援 事業の内容	備考

※1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、国営農地再編整備事業、農業競争力強化農地整備事業等の名称を記入する。

2 事業達成状況（水田貯留機能向上の取組の実施面積）

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)			地区外の取組面積 (ha)		
		実施前	目標年度 (〇年)	〇〇年度まで (割合%)	実施前	目標年度 (〇年)	〇〇年度まで (割合%)
			()	()		()	()
			()	()		()	()
			()	()		()	()

()：取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別記様式第26号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿 〕

都道府県知事名
市町村長名
土地改良区等長名

水利施設等保全高度化事業
低炭素農業水利システム構築型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業の別紙1の第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 施設整備事業の概要

事業名	地区名	事業主体名	都道府県名	市町村名	土地改良区名	調査等実施期間	事業実施期間	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)
						年～年 (調査)	年～年	ha	百万円
地域指定			事業概要						

2 農業水利施設省エネルギー化支援事業による助成対象事業費

施設名	管理者	施設整備の概要	工事实施期間	助成対象事業費	備考
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
			年～年	百万円	
合計				百万円	

3 地区内における省エネルギー化対策の概要

(1) 省エネルギー化

施設名	管理者	受益面積	主要諸元	電気（燃料）使用量				ハード対策	ソフト対策	対策期間	備考
				現況		事業実施後					
				(kWh, kl)	原油換算(kl)	(kWh, kl)	原油換算(kl)				
用水施設											
1											
2											
3											
4											
合計(原油換算 kl) (a)											
地区内の年間粗用水量(千 m ³) (b)											
単位水量当たりエネルギー使用量 (kl/m ³) (a/b/1000)											
排水施設											
1											
2											
3											
合計(原油換算 kl) (a)											
計画排水量(千 m ³) (b)											
単位水量当たりのエネルギー使用量 (kl/m ³) (a/b/1000)											

注) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策完了時における過去5か年程度の実績値を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー利用

施設名	管理者	発電方法	新設・更新 ・存置の別	年間可能発電量(MWh)		運用期間	発電電力の供給先又は 売電収入の充当先の施設	備考
				現況	事業実施後			
1								
2								
3								
4								
	合計							
	原油換算(kl)							

注) 現況には計画策定時における過去5か年程度の実績値を、事業実施後には対策完了時における過去5か年程度の実績値を記載すること。

(3) まとめ

地区全体のエネルギー 使用量(kl) (ア)	再生可能エネルギー 発電量(kl) (イ)	省エネ対策実施施設の エネルギー使用量(kl) (ウ)	うちソフト対策実施施設の エネルギー使用量(kl) (エ)	全体に占める割合 エ÷(ア-イ)×100
				%

4 エネルギー消費効率改善の実績

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
1	エネルギー使用量 (原油換算 kl)						
2	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値						
3	エネルギー消費原単位 [1÷2]	A	B	C	D	E	
4	エネルギー消費原単位の変化率 (%)		① = (B÷A)	② = (C÷B)	③ = (D÷C)	④ = (E÷D)	
	原単位の平均変化率 (①×②×③×④) ^{1/4}					%	
	直近2か年の原単位の推移					C≥D	D≥E

別記様式第27号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
農地集積促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策等の名称を記入する。

(2) 国営水利事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

中心経営体農地集積 促進事業助成対象事 業費	実施した中心経営体 農地集積促進事業助 成対象事業内容	備考

注1：「中心経営体農地集積促進事業助成対象事業費」とは、国営かん排事業（農地集積促進型）の総事業費のうち、①農業用水の再編に伴い、施設規模の変更を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能となるものに係る事業費。

2 事業達成状況

(3) 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地 面積 (ha)	中心経営体 の利用集積 面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 基幹3作業 受託面積 (ha)	中心経営体 の集約化面 積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
事業実施前									
計画									
〇〇年度まで									

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：集積地域整備計画等目標年度。

注1：中心経営体農地集積促進事業を実施している場合にのみ記入し、実施しない場合には斜線を引く。

注2：複数の中心経営体を育成している場合には、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

別記様式第28号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 農業生産基盤整備事業の実施状況

地区名	事業実施主体	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業の名称を記入する。

2 事業達成状況

畑作物等導入の実績

区分	事業実施前 (R〇年度) ※2 J	事業実施中 (R〇年度) ※3	目標年度 (R〇年度) K ※3					事業完了前か ら報告年度の 値を減ずる L=J-K
			1年目 (R〇年度)	2年目 (R〇年度)	3年目 (R〇年度)	4年目 (R〇年度)	5年目 (R〇年度)	
農用地面積 (ha)								
うち水田面積 (ha)								
うち畑地面積 (ha)								
水田面積 (ha) A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲 類を作付する水田面積 (ha) B								
うち基幹作として高収益作 物を作付する水田面積 (ha) C								
代表的な高収益作 物名								
うち基幹作としてその他作 物を作付する水田面積 (ha) D								
畑地化された水田面積 (ha) E=F+G								
うち高収益作物を作付する 畑地面積 (ha) F								
代表的な高収益作 物名								
うちその他作物を作付する 畑地面積 (ha) G								
畑作物等作付面積計 (ha) H=C+D+E								
水田面積に占める畑作物等作付 面積割合 (%) I=(H/(A+E))×100								

※1：「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする場合には、作物生産額や作付期間等から畑作物等が営農体系の中心となることを確認すること。

※2：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※3：生産基盤整備事業等の着手年度から達成状況報告年度までの項目を記載するものとし、必要に応じて列を追加。

別記様式第29号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿)

都 道 府 県 知 事 名
市 町 村 長 名
土 地 改 良 区 理 事 長 名

水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1の第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第30号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

排水対策特別型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

1 事業名

2 水田利活用計画の達成状況及び原因と課題

	当該年度の目標	当該年度の実績
水田面積に占める水稲以外を作付けする面積割合の達成状況		
目標達成が十分でない原因及び課題		

3 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 (目標年度)	〇〇年度
改善方策	※目標達成に向けた改善措置を具体的に記載

別記様式第31号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

1 事業名

2 作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画の達成状況及び原因と課題

畑作物等の作付面積割合の達成状況	畑作物等の作付面積割合	当該年度の目標	当該年度の実績
畑作物等の作付面積割合の増加率	畑作物等の作付面積割合の増加率	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び課題			

3 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期(目標年度)	〇〇年度
改善方策	※目標達成に向けた改善措置を具体的に記載

別紙 2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 2 に掲げる畑地帯総合整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1 畑地帯総合整備型

- (1) 令第 50 条第 4 項に規定する畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）に基づき事業を実施する場合（以下「担い手育成対策」という。）
 - ア 生産基盤整備事業（別表 2 の区分の欄の 1 の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の (1)、(2) 及び (5) に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
 - イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の (3)、(4)、(6)、(7) 及び (8) 並びに別表 2 の区分の欄の 2 から 4 までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- (2) 令第 50 条第 1 項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。）
 - ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (1)、(2) 及び (5) に掲げるもののうち 1 以上を実施するもの
 - イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の (3)、(4)、(6)、(7) 及び (8) 並びに別表 2 の区分の欄の 2、3 及び 4 の (2) の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの
 - ウ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (1) のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）
 - エ 次に掲げる (イ) 又は (ロ) のいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）
 - (イ) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (3)、(4) 及び (6)、別表 2 の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の (1) に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の (8) に掲げる事業、同表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の (3) に掲げる事業、同表の区分の欄の 3 の事業の事業種類の欄の (4) に掲げる事業
 - (ロ) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (4) に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の (1) に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業
 - オ 別表 2 の区分の欄の 3 の事業の事業種類の欄の (8) に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。）
 - カ 別表 2 の区分の欄の 3 の事業の事業種類の欄の (11) に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独水管理施設」という。）

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第2の1(1)に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

(2) 担い手支援対策

第2の1(2)に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

3 高収益作物導入促進型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)又は(4)に掲げるものを実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)（農作業道の変更に限る。）

(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)並びに別表2の区分の欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

4 高収益作物転換型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)、(6)、(7)及び(8)並びに別表2の区分の欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち、(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

5 畑作物等転換型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)、(6)、(7)及び(8)並びに別表2の区分の欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち、(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

第3 事業の実施地域

畑地帯総合整備事業のうち第2の1の(1)及び2の(1)の実施区域は、要綱第3の区域のうち、原則として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域とする。

ただし、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の(1)の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。

第4 事業実施主体

畑地帯総合整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備事業の事業実施主体は、2から5までに定める場合を除き、都道府県とする。

2 第2の4及び5に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、都道府県土地

改良事業団体連合会、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。

- 3 指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。
- 4 調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 5 農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

第5 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

ア 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあっては100ヘクタール、沖縄県又は奄美群島にあっては10ヘクタール）以上であること。ただし、樹園地にあっては、次に掲げる全ての要件を満たす場合、それぞれおおむね0.5ヘクタール以上の団地の合計面積が5ヘクタール以上であることとする。

(ア) 別記様式第1号により産地構造改革計画を策定していること（ただし、事業実施予定区域を含む範囲で、果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく果樹産地構造改革計画を策定済みの場合、当該計画を別記様式第1号に替えられるものとする。）

(イ) 事業完了時点において、優良品目・品種の作付面積が、地区全体の経営面積の20%以上となることが見込まれること

イ 調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 活性化計画の目標年度において、担い手農地利用集積率が別表4に示すとおり増加することが見込まれること。

② 活性化計画の目標年度において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

(a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

(b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること。

(イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、担い手農地利用集積率が別表4に示すとおり増加することが見込まれること。

(2) 担い手支援対策

ア 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が事業の難易度、地区の事情等を総

合的に勘案し、担い手支援対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手支援対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、それぞれおおむね5ヘクタール以上の団地の合計面積が10ヘクタール以上であることとする。

イ 単独施設整備を行う場合にあっては、アに関わらず、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。

(イ) 受益面積がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること。

(ウ) 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること。

- ① 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された地域）
- ② 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）
- ③ 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱(昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知)に定める地域）であって畑作物が生産される地域
- ④ 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第2条第1項の規定により指定された地域）
- ⑤ 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定により指定された地域）
- ⑥ 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域
- ⑦ 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域
- ⑧ 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地として、かんきつ、りんご、ぶどう、パイナップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにやく及びくわ（以下「特定畑作物」という。）のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域
 - (a) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和28年法律第258号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が30パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね300ヘクタール以上であること。
 - (b) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が50パーセント以上であること。

ウ 単独土層改良を行う場合にあつては、アにかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであつて、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(ア) 受益面積がおおむね30ヘクタール（沖縄県又は奄美群島にあつては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

(イ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

(ウ) 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

① 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯

② 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

③ 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域
(エ) 営農上一定のまとまりを有する地域であつて、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

(オ) 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。

(カ) (オ)の不良土層の基準は、旧土壤保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壤生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壤の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあつては、地力調査に準じて新たに土壤の調査を実施するものとする。

エ 単独営農用水を行う場合にあつては、受益農家が7戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

(ア) 受益農家が酪農経営農家である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

(イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

オ 単独水管理施設整備を行う場合にあつては、国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用排水施設の管理の省力化を図るものであつて、受益面積の合計がおおむね20ha以上（樹園地の場合は受益面積の合計が10ha以上）の地域を対象とする。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時

に担い手が1戸以上あること。

その他の要件については、第5の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

要件については、第5の1(2)に準ずるものとする。

3 高収益作物導入促進型

(1) 受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあつては10ヘクタール）以上であること。

(2) 第6の3の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

ア 当該事業の受益地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合（以下「面積割合」という。）が5パーセントポイント以上増加すること。

イ 高収益作物を新たに作付する面積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以上となること。

4 高収益作物転換型

(1) それぞれおおむね1ヘクタール（中山間地域等にあつては0.5ヘクタール）以上の水田の団地面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であること。

(2) 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること。

(3) 第6の4の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること。

ア 水田の受益面積における高収益作物の作付面積割合（以下「受益作付面積割合」という。）が5割以上となること。ただし、受益作付面積割合は以下により算出する。

$$\text{受益作付面積割合} = \frac{\text{高収益作物を作付する水田面積}}{\text{受益面積のうち水田面積}}$$

イ 受益作付面積割合が10%ポイント以上増加すること。

(4) 高収益作物は基幹作として作付けすること。ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により高収益作物への転換を図る場合においては、高収益作物が営農体系の中心となっていることを確認すること。

5 畑作物等転換型

(1) それぞれおおむね1ヘクタール（中山間地域等にあつては0.5ヘクタール）以上の水田の団地面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であること。

(2) 受益地内の全ての農地において、畑作物等が作付されること。ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により畑作物等への転換を図る場合においては、畑作物等が営農体系の中心となっていることを確認すること。

第6 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画

を作成するものとする。

ア 畑地帯集積促進整備計画

(ア) 令第50条第4項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- ① 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。
- ② 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

(イ) 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造改善目標
- ② 担い手等の見通し
- ③ 農地の流動化計画
- ④ 土地利用計画
- ⑤ 農業生産基盤整備計画

(ウ) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

イ 活性化計画

(ア) 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

(イ) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

(ウ) 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造再編の目標
市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。
- ② 農地の流動化計画
①に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。
- ③ 土地利用計画
農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。
- ④ 関連事業計画
農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。
- ⑤ 推進体制整備計画
担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

- ⑥ 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標
農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。
 - ⑦ その他必要な事項
 - ⑧ 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。
- (エ) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
- ① 計画策定委員会の設置
市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。
 - ② 集落懇談会の開催
 - ③ その他必要な活動
- (オ) 活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年目までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
- (2) 担い手支援対策
- 都道府県知事は、担い手支援対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイに定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、高度化整備計画を作成するものとする。ただし、単独営農用水及び単独水管理施設を行う場合にあっては、この限りではない。
- ア 高度化整備計画
- (ア) 令第50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。
- ① 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。
 - ② 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること
 - ③ 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあっては、1経営体以上とする。）。
 - ④ 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。
- (イ) 高度化整備計画の作成に当たっては、基本計画と整合を図るものとする。
- (ウ) 高度化整備計画の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- イ 基本計画
- (ア) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。
- (イ) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ① 農業構造の目標
 - ② 土地利用計画
 - ③ 農業生産基盤の整備目標
 - ④ 基盤整備等事業計画

⑤ 推進体制

⑥ その他必要な事項

(ウ) 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(エ) 基本計画の様式は、別記様式第3号によるものとする。

ウ 市町村は、担い手支援対策において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす不良土層関連保全計画を作成するものとする。

(ア) 不良土層関連保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

(イ) 市町村は、保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

(ウ) 不良土層関連保全計画の様式は、別記様式第4号によるものとする。

エ 単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水及び単独水管理施設に係る事業計画概要書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第6の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

第6の1(2)に準ずるものとする。

3 高収益作物導入促進型

都道府県知事は、高収益作物導入促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第7項の導入促進整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第7項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 高収益作物の導入促進の見通し

ウ 面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

(2) 導入促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 農業生産基盤整備事業の概要

エ 高収益作物の導入促進計画

オ 高収益作物の目標年度及び作付計画

(3) 導入促進整備計画の様式は、別記様式第6号によるものとする。

4 高収益作物転換型

高収益作物転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第7項の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第6号により畑作物等導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第7項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 高収益作物の導入促進計画の見通し

ウ 受益作付面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

(2) 導入促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 農業生産基盤整備事業の概要

エ 高収益作物の導入促進計画

オ 高収益作物の目標年度及び作付計画

カ 産地形成支援事業の概要

5 畑作物等転換型

畑作物等転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第7項の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第6号により畑作物等導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第7項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア 計画区域の現況

イ 畑作物等の導入促進計画の見通し

ウ 受益作付面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容

(2) 導入促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 地区の現況

イ 課題及び整備方針

ウ 農業生産基盤整備事業の概要

エ 畑作物等の導入促進計画

オ 畑作物等の目標年度及び作付計画

カ 産地形成支援事業の概要

6 共通事項

(1) 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業（別表2の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画

とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

(ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

(イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

(ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

(エ) その他適当と認められる手法

イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業振興の構想

① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

(イ) 高付加価値農業形成計画

① 高付加価値農業に関する営農計画

② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方

③ 農用地の権利移動状況

④ 各種計画との調整

(2) 営農環境整備事業にあつては、必要に応じ以下の事項に係る計画を定めるものとする。なお、計画を定める場合に当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。オの事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

ア 当該事業の目的

イ 費用負担予定者

ウ 工事計画

エ 費用の総額

オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

カ 資金計画

(3) 農業経営高度化支援事業

以下の場合において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は次の計画を作成するものとする。

ア 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型においては、別記様式第7号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があつた場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）において、第6の1に定める活性化計画の変更があつた場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（別表2の区分の欄の4農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては、農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うものとする

2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間

地域型（担い手支援対策）（ただし、単独土層改良、単独営農用水及び単独水管理施設を除く。）において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

(2) 事業計画の変更

(3) 目標年度の変更

(4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画に変更が生じた場合

3 事業実施主体は、高収益作物転換型及び畑作物等転換型（いずれも法律補助を除く。）において、次に定める変更があった場合は、第6の4及び5の導入促進整備計画を変更するものとする。

(1) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の20パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更目の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

第8 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第8号により行うものとする。

2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第9号により地方農政局長等に報告するものとする。

3 都道府県知事は、高収益作物導入促進型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。

4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第11号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第12号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第11号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

5 都道府県知事その他事業実施主体は、畑作物等転換型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式12号により（都道府県以外の実施主

体は、都道府県知事を経由し) 地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第12号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第11号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し) 地方農政局等に報告するものとする。

第9 その他

- 1 高収益作物転換型及び畑作物等転換型並びに別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。
- 2 高収益作物転換型及び畑作物等転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。
- 3 高収益作物転換型及び畑作物等転換型にあっては、第4の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 4 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る実施計画や換地計画の策定を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙2の実実施計画等策定事業に係る運用を適用するものとする。
- 5 畑地帯総合整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙4の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。
- 6 令和2年度以前に採択された地区で令和3年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として要綱第7の申請及び採択が行われたものとみなす。

別記様式第1号

産地構造改革計画

第1 目標年次

第2 産地の合意体制

【産地の範囲（〇〇市など）、対象農家（△△を生産している農家）など】

第3 目指すべき産地の姿

ア 目指すべき産地の理念

【ブランド化による販売力強化、生産コスト低減など】

イ 人材戦略に関する事項

(ア) 担い手の考え方

【認定農業者、△△を●ha以上作付している農家など】

(イ) 担い手の数の目標

(ウ) 担い手の支援手段（雇用労働力の確保、労働力の調整等含む。）

【農地中間管理機構の活用、新規就農者向け研修の実施など】

ウ 流通販売戦略に関する事項

(ア) 消費者・実需者のニーズに応じた供給を行うための取組

【品目・品種ごとの出回り時期や販売対象の検討、必要な貯蔵施設整備など】

(イ) 多様な販売ルートの確保に向けた取組

【加工販売や販路開拓に向けた他業種との連携など】

(ウ) 新たな流通体制の整備に向けた取組

【集出荷体制の見直し・再編統合など】

エ 生産戦略に関する事項

(ア) 農地利用計画【園地面積、農地集積の意向など】

(イ) 生産を振興する品目・品種

(ウ) 品目・品種別の生産目標、計画

(エ) 今後導入すべき新技術

(オ) 加工・業務用果実又は荒茶の生産・出荷目標、計画

オ その他

土地利用計画図
〇〇県〇〇地区



注1：3土地利用計画に従って区分する。
注2：計画内容が分かる適当な縮尺とし、A4版折り込みとする。

2 農業構造の目標

(1) 経営改善の基本方針

(農業の現状と課題を示し、これに対応した経営改善のための具体的な方針を示す。)

(2) 担い手等の見通し(目標年度における経営体数)

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体(法人)		団体経営体(非法人)		計	
	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模
現 在 (R 年)	経営体	ha/経営体 ()	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体	経営体	ha/経営体
目 標 (R 年)		()		()		()		()

注1：上段()は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見通し

区 分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想 水準達成者	今後育成すべき 農業者	計
現 在 (R 年)						
目 標 (R 年)						

注：担い手の現況数についても要件に合致するものについて記入する。

(3) コスト低減目標

① 都道府県における農作物生産向上指針

項 目	作物名	現状		目標		現状		目標		試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a 当たり	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間									
	費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考) 一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

② 当該市町村の農作物生産向上指針

項 目	作物名	現状		目標		現状		目標		試算条件
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標	
10a 当たり	収量 (kg)									①作付体系、経営規模 ②労働力 ③主要機械装備 ④ほ場条件 ⑤営農技術水準
	労働時間 (時間) (参考) 県平均労働時間									
	費用合計 (円) うち農機具費 その他の物材費 労働費 (参考) 一次資材費									
単位収量当たり費用合計 (円)										

3 土地利用計画

(1) 土地利用構想

換地工区	地区面積	土地利用の区分							担い手等					農業生産集積率 (C)=(B)/(A)			
		受益地					非農用地	その他	計	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者		今後育成すべき農業者	計	
		畑	飼料畑	樹園地	施設	小計											

注：換地工区ごとに区分することが必要な場合は、区分して整理する。

(2) 土地利用計画

農作業主体 権利の種類	担い手等										合計	
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想水準達成者		今後育成すべき農業者		戸数	面積
	戸数	面積	戸数	面積	組織数	面積	組織数	面積	組織数	面積		
自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

4 農業生産基盤の整備目標

(1) 基盤整備の基本方針

(農業生産基盤の整備について、農業構造再編の目標等をふまえ農業用排水施設、農道、畑の区画規模等について整備方針を示す。)

(2) 基盤整備の概要

① 農業用排水施設

項 目	現 況	計 画
幹線用水路 幹線排水路 支線用水路 支線排水路 水路総延長 うち改良済み		

② 農 道

項 目	現 況	計 画
幹線道路 幹線道路 支線道路 支線道路 道路総延長 うち改良済み		

③ 区画整理

項 目	現 況		計 画	
	面 積	〃 率	面 積	〃 率
畑	総 面 積			
	整 備 済			
水田	総 面 積			
	整 備 済			

(3) 土地改良施設等の管理計画

① 農業水利費に関する事項

内 容	維持管理費 ①	うち都道府県補助 ②	うち市町村助成等 ③	農家負担額 ① - (② + ③)	備 考
計					

② 土地改良施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

③ その他施設の維持管理計画

管理者	管理すべき施設の種類			管理に要する費用の概算及びその負担方法		
	名称	位置	管理の内容及び種類	名称	維持管理費	負担の方法

5 基盤整備等事業計画

(1) 基盤整備事業

導入事業名	主要工事概要	予 定 工 期		事業主体	受益面積	概算総事業費	予定負担率	
		導入年度	完了年度				市町村	農 家

(2) 関連事業

導入事業名	事業の内容	予 定 工 期		畑地帯総合整備事業(担い手支援型)との関連(生産基盤整備による経営の合理化)	備 考
		導入年度	完了年度		

例1：農業農村活性化農業構造改善事業

例2：新農業構造改善事業

例3：集会的利用権等調整事業

例4：その他

6 推進体制

(事業の円滑な推進を図るための推進体制について、市町村段階、集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成。)

7 その他必要な事項

別記様式第5号

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）単独整備 事業計画概要書

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
事業種類	単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水、単独水管理施設のいずれかを記載。								
地域の概況及び現況	整備の対象となる施設の状況並びに整備の必要性について記載する。								
目的	事業の目的を簡潔に記載する								
整備計画	整備の内容について記載する。								
対象施設概要※	名称	主要諸元			受益面積	基本事業計画			
						造成事業	造成工期	造成工事費	
	畑かん施設	構造（形式）、規模（延長）、数量等			ha		年度～	千円	
	〇〇機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等							
	〇〇幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等							
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等							
	〇〇頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等							
	営農用水施設	構造（形式）、流量、流速、附帯工、規模、数量等							
	水管理施設	形式、規模、附帯工、数量等							
施設整備計画※	施設名	整備内容（整備の規模、工法等について記載する。）				事業費（千円）	予定工期（〇年度～〇年度）		
	畑かん施設								
	〇〇機場								
	〇〇幹線水路								
	〇〇ダム								
	〇〇頭首工								
	営農用水施設								
	水管理施設								
効用	事業の施行によって生ずる効果について記述する。								

図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図
-----	--

※単独土層改良の場合は以下について記載。

1 現況

(1) 地形及び土壌

① 地形

地目	水田						畑・その他						受益地標高		備考
	1/1,000 以下	1/1,000 ~ 1/500	1/500 ~ 1/300	1/300 ~ 1/100	1/100 以上	計	3° 以下	3° ~ 8°	8° ~ 10°	10° ~ 15°	15° ~ 20°	20° 以上	計	最 高	
面積(ha)														m	m
比率(%)															

② 土壌

ア. 畑地

土壌統(区)名	同左 番号	土壌断面						堆積 様式	母材	乾湿	面積(ha)		地目	土壌柱状図 (粘土含有 量記入)	要改良 対策
		土色	腐植	礫	酸化 沈積物	土性					泥炭層 ケイ層	現況			
				(地表下m)						透水性					

イ. 水田

土壌統(区)名	同左 番号	土壌断面				乾湿 (地下水位)	計地 画目	面積 (ha)	土壌柱状図 (粘土含有量記入)	要改良 対策
		泥炭層 ケイ層	土性		礫層					
			表層	下層						

2. 土層改良計画

(1) 客土

土壌区分		土性		作土深		作土の粘土含率		改良 目的	改良 目標	ha当たり 客土量	面積	総客 土量	運搬 方法	平均 運搬距離	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	現況	計画								
				(cm)	(cm)	(%)	(%)			(m ³)	(ha)	(m ³)		(km)	<投入量算出 根拠>

(2) 混層耕

土壌区分		土性		作土深		ち密度		改良目的	面積	工法	使用機械	施工深	土壌改 良資材	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	表層	下層							
				(cm)	(cm)				(ha)			(cm)		

(3) 除 礫

土壌区分		作土深		礫含有率	除 礫 施工深	面積	(除礫効率) 除礫量	(土砂付着率) 土砂付着量	計 画 作土深	(計画礫含有率) 残 礫 量	使用機械	排 礫 運搬距離	備考
土壌統(区)名	番号	現況	計画										
		(cm)	(cm)	(%)	(cm)	(ha)	(%) (m ³)	(%) (m ³)	(cm)	(%) (m ³)		(km)	

(3) 防風林

項目 区分	幅 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	樹種	植栽本数 (本)	備考

(4) 侵食防止工

項目 名称	構造	数量	備考

5. 堆肥盤の整備

(1) 経営の目標

現況営農体系	計画営農体系	現況施設	施設の必要性	肥培管理方法	堆肥の必要性				
					対象作物	面積	ha当り散布量	原材料の手当	備考

(2) 施設

均等	対象面積	規模決定根拠	規模	構造	施設の利用・管理方法	備考

6. 農業集落環境管理施設

施設の種類・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備考

別記様式第6号

畑作物等導入促進土地改良整備計画

1 地区の現況

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地				
地形												
地質												
地域農業概要	農業経営体数		個人経営体		団体経営体(法人)		団体経営体(非法人)		計	平均農家所得(令和 年)		
										農業所得	千円	
	1戸当たり平均耕地面積(ha)		水田	普通畑	樹園地	その他	計		農外所得	千円		
									計	千円		
	主要作物作付面積	作物名								延作付面積(ha)	土地利用率(%)	
		作付面積(ha)										
単位収量(kg/10a)												
地域指定等												

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の現状と課題				
地域農業の振興方向と整備方針	※地域農業が目指す姿や高収益作物への取組内容等について明記すること			

※畑作物等転換型においては高収益作物を畑作物等に読み替えることとする。

3 農業生産基盤整備事業の概要

区分 事業名	整備内容					備考
区分 事業名	面積 (ha)					備考
	田	普通畑	樹園地	その他	計	

4 高収益作物の導入促進計画

高収益作物の導入に向けた営農部局との連携方針	
導入する高収益作物の選定方針	
導入する高収益作物の栽培技術習得方針	(栽培管理、作物管理、土壌管理、機械体系等)
導入する高収益作物の地区全体での取組方針	(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)

※畑作物等転換型においては高収益作物を畑作物等を読み替えることとする。

5-1 高収益作物の目標年度及び作付計画（高収益作物導入促進型）

区分	事業実施前(RO年度) ※4 R	農業生産 基盤整備 事業完了 年度 (RO年度)	事業完了後から目標年度（事業完了後○年目） 目標年度の値 S ※5					事業完了前 から目標年度の 値を減ず る T=R-S
			完了後 1年目 (RO年度)	完了後 2年目 (RO年度)	完了後 3年目 (RO年度)	完了後 4年目 (RO年度)	完了後 5年目 (RO年度)	
農用地面積 (ha)								
作付面積（裏作含む） A								
畑地化面積 (ha) B=C+D+E								
うち高収益作物作付面積 (ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha) D								
うちその他の畑作物の作 付面積 (ha) E								
畑作物に軸足を置いた汎用化面 積※2 (ha) F=G+H+I+J								
うち高収益作物作付面積 (ha) G								
代表的な高収益作物名								
うち水稲類作付面積 (ha) H								
うち戦略作物作付面積 (h a) I								
うちその他の畑作物の作 付面積 (ha) J								
水田等面積※3 (ha) K=L+M+N								
うち水稲類作付面積 (ha) L								
うち戦略作物作付面積 (h a) M								
うちその他の畑作物の作 付面積 (ha) N								
高収益作物作付面積計 (ha) O=C+G								
戦略作物作付面積計 (ha) P=D+I+M								
農用地面積に占める高収益作物 作付面積割合 (%) Q=O/A×100								

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※5：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

注1：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

5-2 高収益作物の目標年度及び作付計画（高収益作物転換型）

区分	事業実施前(RO年度) ※2 J	農業生産基盤整備事業完了年度 (RO年度)	事業完了後から目標年度（事業完了後○年目） 目標年度の値 K ※3					事業完了前から目標年度の値を減ずる L=J-K
			完了後1年目 (RO年度)	完了後2年目 (RO年度)	完了後3年目 (RO年度)	完了後4年目 (RO年度)	完了後5年目 (RO年度)	
農用地面積 (ha)								
うち水田面積 (ha)								
うち畑地面積 (ha)								
水田面積 (ha) A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲類を作付する水田面積 (ha) B								
うち基幹作として高収益作物を作付する水田面積 (ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち基幹作としてその他作物を作付する水田面積 (ha) D								
畑地化された水田面積 (ha) E=F+G								
うち高収益作物を作付する畑地面積 (ha) F								
代表的な高収益作物名								
うちその他作物を作付する畑地面積 (ha) G								
高収益作物作付面積計 (ha) H=C+F								
水田面積に占める高収益作物作付面積割合 (%) $I = (H / (A+E)) \times 100$								

※1：「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする場合には、作物生産額や作付期間等から高収益作物が営農体系の中心となることを確認すること。

※2：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※3：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

5-3 畑作物等の目標年度及び作付計画（畑作物等転換型）

区分	事業実施前(RO年度) ※2 J	農業生産 基盤整備 事業完了 年度 (RO年度)	事業完了後から目標年度（事業完了後○年目） 目標年度の値 K ※3					事業完了前から目標年度の値を減ずる L=J-K
			完了後 1年目 (RO年度)	完了後 2年目 (RO年度)	完了後 3年目 (RO年度)	完了後 4年目 (RO年度)	完了後 5年目 (RO年度)	
農用地面積 (ha)								
うち水田面積 (ha)								
うち畑地面積 (ha)								
水田面積 (ha) A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲類を作付する水田面積 (ha) B								
うち基幹作として高収益作物を作付する水田面積 (ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち基幹作としてその他作物を作付する水田面積 (ha) D								
畑地化された水田面積 (ha) E=F+G								
うち高収益作物を作付する畑地面積 (ha) F								
代表的な高収益作物名								
うちその他作物を作付する畑地面積 (ha) G								
畑作物等作付面積計 (ha) H=C+D+E								
水田面積に占める畑作物等作付面積割合 (%) I=(H/(A+E))×100								

※1：「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする
場合については、作物生産額や作付期間等から畑作物等が営農体系の中心となることを確認すること。

※2：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※3：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

6 高収益作物（畑作物等）の作付計画図

(1) 農業生産基盤整備事業完了年度（〇〇年度）

--

(2) 目標年度（〇〇年度）

--

※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での高収益作物（畑作物等）の作付計画図を添付すること。

※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化した農地、水田等の農地の区分がわかるようにすること。

※2年3作やブロックローテーション等の営農体系により高収益作物（畑作物等）を作付する場合には、そのことが分かるように記載すること

7 農業経営高度化支援事業の概要

運用別表の区分の欄 の4の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	事業費 (千円)	備考

注1：運用別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がア、イ、ウに分かれている場合には各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

別記様式第7号

農業経営高度化計画

1. 生産基盤整備事業等の概要

都道府 県名	市町村 名	土地改 良区名	地区名	事業名	着工 年度	完了 年度	目標 年度	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)

2. 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

事業名	事業実施 主体	事業実施 期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注1：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

注2：計画の内容は、地域の実情を勘案し、中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとする。

(2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体 の集約化 面積 (ha) F			中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)
			中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用 収益権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 作業受託 面積 (ha) E			
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)								
要件達成確認 時(○年度)								
目標年度 (○年度)								

注1：担い手育成対策のみ記載。

(3) 水田の樹園地化計画

現況の農用地面積 (ha)			生産基盤整備完了後の目標年度 (○年度) の農用地面積 (ha)						
小計	うち畑地面積 (樹園地含む) (ha)	うち水田面積 (ha)	水田の樹園地化面積割合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)		
							小計 (C)	(品目)	(品目)

注1：担い手育成対策において、高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

(4) 高収益作物の導入目標年度及び作付計画

区分	事業実施前 (R○年度) ※4 R	農業生産基盤整備事業完了年度 (R○年度)	事業完了後から目標年度 (事業完了後○年目) 目標年度の値 S ※5					事業完了前から目標年度の値を減ずる T=R-S
			完了後1年目 (R○年度)	完了後2年目 (R○年度)	完了後3年目 (R○年度)	完了後4年目 (R○年度)	完了後5年目 (R○年度)	
農用地面積 (ha)								
作付面積 (裏作含む) A								
畑地化面積 (ha) B=C+D+E								
うち高収益作物作付面積 (ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha) D								
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) E								
畑作物に軸足を置いた汎用化面積 ※2 (ha) F=G+H+I+J								
うち高収益作物作付面積 (ha) G								
代表的な高収益作物名								
うち水稲類作付面積 (ha) H								
うち戦略作物作付面積 (ha) I								
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) J								
水田等面積 ※3 (ha) K=L+M+N								
うち水稲類作付面積 (ha) L								
うち戦略作物作付面積 (ha) M								
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) N								
高収益作物作付面積計 (ha) O=C+G								
戦略作物作付面積計 (ha) P=D+I+M								
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合 (%) Q=O/A×100								

- ※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。
 - ※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。
 - ※3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。
 - ※4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。
 - ※5：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。
- 注1：産地形成促進事業を活用する場合に記載。
 注2：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成対策）
達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益 権面積 (ha) D	担い手の 基幹3作 業受託面 積(ha) E	農用地面積に 占める担い手の 利用集積 率(%) B/A
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：活性化計画目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想水準達成者		今後育成すべき農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、別記1の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者
計画時					
目標					
実績 (〇〇年度まで)					

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法					
					認定農業 者	認定新規 農業者	集落営 農組織	市町村 基本構 想水準 達成者	今後育成 すべき農 業者	計
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所) ⑥1.20					
	0002	1.06	畑							
	0103	1.40	田	②						
	0205	1.35	〃	④						
小計		5.01								
~~~~~										
計										

注1：一覧表は担い手別に整理する。

注2：集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

別記様式第9号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注：1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注：2 「事業名」は、運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注：3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の			農用地面積に 占める担い手の 利用集積率(%) B/A
			所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作業 受託面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

注1 : 担い手育成対策のみ記載。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の			中心経営体 の集約化面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面 積に 占める集約率 (%) F/B	助成割合 (%)
			所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	中心経営体の 基幹3作業 受託面積 (ha) E				
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

注1 : 担い手育成対策のみ記載。

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場^ウにあつては、下記の工事工程計画を作成する。

平成〇〇年度  
工事工程計画

事業名	〇〇事業	
地区名	〇〇地区	
工期	H〇〇～H〇〇	
市町村	〇〇町	
事業主体名	〇〇土地改良区	
受益面積	〇〇.〇 ha	
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇	
補助率	〇〇 %	
中心経営体 集積率(%)	〇〇.〇 %	
助成割合 (限度額)	〇.〇 %	
交付限度額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇 千円	
面工事面積	全体面積	〇〇 ha
	うち夏期 施工面積	〇〇 ha

全体事業計画及び実績

対象工事		H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	合計
面工事面積 (ha)	計画															
	実施															
うち夏期施工面積 (ha)	計画															
	実施															
交付対象面積 (ha)																
交付単価 (千円/10a)																
交付金額 (千円)																
うち国費 (千円)																
地元負担 (千円)																

注1：担い手育成対策のみ記載。

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想水準達成者		今後育成すべき農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手育成対策のみ記載。

注2：担い手の区分欄については、別記1の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注3：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者
計画時					
目標					
実績 (〇〇年度まで)					

注1：担い手育成対策のみ記載。

(4) 農地利用集積の実績

現況の農用地面積 (ha)			生産基盤整備事業等完了時 (〇年度) の農用地面積 (ha)						
小計	うち畑地面積 (樹園地含む) (ha)	うち水田面積 (ha)	水田の樹園地化面積割合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)		
							小計 (C)	(品目)	(品目)

注1：担い手育成対策において、高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

(5) 高収益作物導入の実績

区分	事業実施前 (R○年度) ※4 R	目標年度 (R○年度) S	事業完了前から目標年度の値を減ずる T=R-S
農用地面積 (ha)			
作付面積 (裏作含む) A			
畑地化面積 (ha) B=C+D+E			
うち高収益作物作付面積 (ha) C			
代表的な高収益作物名			
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha) D			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) E			
畑作物に軸足を置いた汎用化面積 ※2 (ha) F=G+H+I+J			
うち高収益作物作付面積 (ha) G			
代表的な高収益作物名			
うち水稻類作付面積 (ha) H			
うち戦略作物作付面積 (ha) I			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) J			
水田等面積 ※3 (ha) K=L+M+N			
うち水稻類作付面積 (ha) L			
うち戦略作物作付面積 (ha) M			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) N			
高収益作物作付面積計 (ha) O=C+G			
戦略作物作付面積計 (ha) P=D+I+M			
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合 (%) Q=O/A×100			

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

注：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別記様式第10号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業  
高収益作物導入促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 農業生産基盤整備事業の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業の名称を記入する。

(2) 国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

## 2 事業達成状況

### 高収益作物導入の実績

区分	事業実施前 (R○年度) ※4 R	目標年度 (R○年度) S	事業完了前から目標年度の値を減ずる T=R-S
農用地面積 (ha)			
作付面積 (裏作含む) A			
畑地化面積 (ha) B=C+D+E			
うち高収益作物作付面積 (ha) C			
代表的な高収益作物名			
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha) D			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) E			
畑作物に軸足を置いた汎用化面積 ※2 (ha) F=G+H+I+J			
うち高収益作物作付面積 (ha) G			
代表的な高収益作物名			
うち水稲類作付面積 (ha) H			
うち戦略作物作付面積 (ha) I			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) J			
水田等面積 ※3 (ha) K=L+M+N			
うち水稲類作付面積 (ha) L			
うち戦略作物作付面積 (ha) M			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) N			
高収益作物作付面積計 (ha) O=C+G			
戦略作物作付面積計 (ha) P=D+I+M			
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合 (%) Q=O/A×100			

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

※3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

注1：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

# 別記様式第11号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

〔都道府県知事名〕  
〔市町村長名〕  
〔〇〇改良区理事長名〕

## 水利施設等保全高度化事業 高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

### 記

#### 1 事業実施状況

##### (1) 農業生産基盤整備事業の実施状況

地区名	事業実施主体	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業の名称を記入する。

## 2-1 事業達成状況（高収益作物転換型）

### 高収益作物導入の実績

区分	事業実施前 (R○年度)	事業実施中 (R○年度)	目標年度 (R○年度) K ※3					事業完了前か ら報告年度の 値を減ずる L=J-K
	※2 J	※3	1年目 (R○年度)	2年目 (R○年度)	3年目 (R○年度)	4年目 (R○年度)	5年目 (R○年度)	
農用地面積 (ha)								
うち水田面積 (ha)								
うち畑地面積 (ha)								
水田面積 (ha)								
A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲 類を作付する水田面積 (ha) B								
うち基幹作として高収益作 物を作付する水田面積 (ha) C								
代表的な高収益作 物名								
うち基幹作としてその他作 物を作付する水田面積 (ha) D								
畑地化された水田面積 (ha)								
E=F+G								
うち高収益作物を作付する 畑地面積 (ha) F								
代表的な高収益作 物名								
うちその他作物を作付する 畑地面積 (ha) G								
高収益作物作付面積計 (ha)								
H=C+F								
水田面積に占める高収益作物作 付面積割合 (%)								
I= (H/ (A+E)) × 100								

※1：「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする場合には、作物生産額や作付期間等から高収益作物が営農体系の中心となることを確認すること。

※2：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※3：生産基盤整備事業等の着手年度から達成状況報告年度までの項目を記載するものとし、必要に応じて列を追加。

2-2 事業達成状況（畑作物等転換型）

畑作物等導入の実績

区分	事業実施前 (R○年度)	事業実施中 (R○年度)	目標年度（R○年度） K ※3					事業完了前から報告年度の値を減ずる L=J-K
	※2 J	※3	1年目 (R○年度)	2年目 (R○年度)	3年目 (R○年度)	4年目 (R○年度)	5年目 (R○年度)	
農用地面積(ha)								
うち水田面積(ha)								
うち畑地面積(ha)								
水田面積 (ha)								
A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲類を作付する水田面積(ha) B								
うち基幹作として高収益作物を作付する水田面積(ha) C								
代表的な高収益作物名								
うち基幹作としてその他作物を作付する水田面積(ha) D								
畑地化された水田面積 (ha)								
E=F+G								
うち高収益作物を作付する畑地面積(ha) F								
代表的な高収益作物名								
うちその他作物を作付する畑地面積(ha) G								
畑作物等作付面積計(ha) H=C+D+E								
水田面積に占める畑作物等作付面積割合(%) I=(H/(A+E))×100								

※1：「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする場合については、作物生産額や作付期間等から畑作物等が営農体系の中心となることを確認すること。

※2：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

※3：生産基盤整備事業等の着手年度から達成状況報告年度までの項目を記載するものとし、必要に応じて列を追加。

別記様式第12号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

〔 都道府県知事名  
市町村長名  
〇〇改良区理事長名 〕

高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

1 事業名

2 畑作物等導入促進土地改良整備計画の達成状況及び原因と課題

高収益作物の作付面積割合の達成状況	高収益作物の作付面積割合	当該年度の目標	当該年度の実績
高収益作物の作付面積割合の増加率	高収益作物の作付面積割合	当該年度の目標	当該年度の実績
目標達成が十分でない原因及び課題			

※畑作物等転換型においては高収益作物を畑作物等に読み替えることとする。

3 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 (目標年度)	〇〇年度
改善方策	※目標達成に向けた改善措置を具体的に記載

## 別紙 3（実施計画策定事業に係る運用）

### 第 1 趣旨

要綱第 2 の 3 に掲げる実施計画策定事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用に定めるところによる。

### 第 2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1 水利用調整事業（別表 6 の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）
  - (1) 別表 6 の事業内容における水利使用の見直しに当たり、水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に位置付けのある地区にあっては、導入する高収益作物、栽培の方法、農業水利施設の構造等を踏まえ、農業用水の確保と有効利用を図るものとする。
  - (2) 別表 6 の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であって、次に掲げるとおりとする。
    - ア 用水の需要調査
    - イ 試験通水等に係る協議、操作管理等調整
  - (3) 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証
  - (4) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整
- 2 水利用高度化推進事業（別表 6 の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）
  - (1) 地域用水機能増進計画の策定  
地域用水機能増進計画は、次に掲げる事項について別記様式第 1 号により作成するものとする。
    - ア 地域の概要
    - イ 地域用水機能を増進させるための配水計画、維持管理計画
    - ウ 関係機関との連絡調整や啓蒙普及活動等の内容を定めた地域用水機能増進支援体制整備計画
    - エ 地域用水機能増進支援活動計画
  - (2) 地域用水機能増進支援活動  
事業内容は、地域用水対策協議会の運営、地域用水機能増進情報整備、関係機関との連絡調整、事業推進活動等とする。
  - (3) 地域用水機能増進活動  
事業内容は、地域用水機能の増進のために行う配水操作、維持管理、水質管理等とする。
  - (4) (3)を補完する施設等の改修整備  
事業内容は、チェックゲートの設置、農業用排水施設の補修その他地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備とする。
- 3 施設計画策定事業（別表 5 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）
  - (1) 一般地区・施設における施設計画策定

ア 実施計画策定

農業用排水施設、小水力等発電施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

イ 水管理方法の技術的検討

ウ 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

エ 小水力等発電施設の導入、農業水利施設の省エネルギー化に向けた検討、調査

オ その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(2) 重要地区・施設における施設計画策定

重要地区・施設（以下のアからオに係る地区又は施設をいう。以下同じ。）において、第2の3(1)アからオに規定する内容を行うもの

ア 施設の集約・再編（ストックの適正化）

イ 流域治水対策、地震対策

ウ 省力化整備に取り組む地区

エ 水土里ビジョンの策定地区

オ 国営・水資源機構営造成施設

4 機能保全計画策定事業（別表5の事業種類の欄の(4)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

(1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。）

(2) (1)の機能保全計画は、別記様式第2号により次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

ウ 劣化原因究明のための構造物の監視

エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

(3) 事業実施主体が都道府県である場合は、策定された機能保全計画の内容に関する情報の集約の推進を図るとともに、当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系下にある施設に係るものについては、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては地方農政局長をいう。）に情報提供を行うものとする。

5 高リスクパイプライン緊急調査事業（別表6の事業種類の欄の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

(1) 間接的定量調査（水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査）

(2) 直接的定量調査（管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、ひずみ等）、継手部の変状（開き、ゆるみ等）等の調査）

(3) その他必要な調査（試掘及び周辺調査等）

(4) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領別記様式3-2号に掲げる事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の作成

### 第3 事業実施主体

実施計画策定事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。

### 第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

#### 1 水利用調整事業

(1) 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念され、次の事項が第5の1の水利用調整事業計画に定められている地域であること。

ア 地域の営農特性

イ 農家戸数及びその経営規模

ウ 今後の営農形態の変化及び農家の見通し状況

エ 農業水利施設における土砂、ゴミ等の堆積状況

オ 農業水利施設における維持管理作業の内容とその費用

(2) 環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 河川管理者や関係機関（都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等をいう。以下同じ。）により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。

イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。

(3) 消流雪用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。

イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

(4) 水利用調整事業のうち第2の1の(3)の農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系で実施すること。

#### 2 水利用高度化推進事業

水利用高度化推進事業については、要綱に基づき平成30年度以前に国が事業計画を採択のうえ、既に事業に着手している地区に限定して行う。

3 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。

4 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、末端支配面積が10ヘクタール以上であること。

5 高リスクパイプライン緊急調査事業を行う場合にあっては、道路下にある口径800mm以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインであること。

## 第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

- 1 事業実施主体は、水利用調整事業のうち第2の1の(1)、(2)及び(4)を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書をそれぞれ別記様式第3号及び別記様式第4号により作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、水利用高度化推進事業を実施しようとするときは、水利用高度化推進事業計画及び地域用水機能増進基本計画をそれぞれ別記様式第5号及び別記様式第6号により作成するものとする。
- 3 事業実施主体は、施設計画策定事業を実施しようとするときは、施設計画策定事業計画を別記様式第7号により作成するものとする。
- 4 事業実施主体は、機能保全計画策定事業を実施しようとするときは、保全整備事業計画を別記様式第8号により作成するものとする。
- 5 事業実施主体は、高リスクパイプライン緊急調査事業を実施しようとするときは、高リスクパイプライン緊急調査事業計画を別記様式第9号により作成するものとする。

## 第6 計画の変更

物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）があった場合は、第5の計画の変更を行うものとする。

## 第7 事業採択期間

水利用調整事業の水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しを行う地区の採択期間は令和8年度まで、並びに、小水力発電施設の発電用水の確保に必要な水利使用の見直しを行う地区及び施設計画策定事業の重要地区・施設の採択期間は令和11年度まで、高リスクパイプライン緊急調査事業の採択期間は令和12年度までとする。

## 第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 事業実施主体は、水利用調整事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、水利用高度化推進事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 3 事業実施主体は、施設計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。
- 4 事業実施主体は、機能保全計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第13号により行うものとする。
- 5 事業実施主体は、高リスクパイプライン緊急調査事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第14号により行うものとする。

別表 6

事業種類	事業内容
(1) 水利用調整事業	水利用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
(4) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定
(5) 高リスクパイプライン緊急調査事業	道路下にある口径800mm以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインの緊急調査、緊急防災等工事計画書（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項に規定する緊急防災等工事計画に係る計画書をいう。）の作成

別記様式第1号

地区名	地区
作成年月	年 月

**地域用水機能増進計画**  
〇〇地区

令和 年 月  
〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

<地域用水機能増進計画 目次>

- 1 地域の概要
  - (1) 関係市町村
  - (2) 地域の概要
  - (3) 地域用水機能の現況
  
- 2 地域用水機能を増進させるための活動計画
  - (1) 農業用水節水計画
  - (2) 地域用水配水計画
    - ①基本的考え方
    - ②配水操作計画
    - ③配水操作体制
  - (3) 地域用水管理計画
    - ①施設維持管理
      - ア. 基本的な考え方
      - イ. 施設維持管理計画
      - ウ. 管理体制
    - ②水質管理計画
  
- 3 地域用水増進支援体制整備計画
  - (1) 地域用水対策協議会
    - ①組織構成
    - ②連絡調整活動
    - ③支援活動
    - ④その他
  - (2) 活動支援
  
- 4 その他

# 地域用水機能増進計画

## 1 地域の概要

### (1) 関係市町村

--

### (2) 地域の概要

--

### (3) 地域用水機能の現況

--

## 2 地域用水機能を増進させるための活動計画

### (1) 農業用水節水計画

--

### (2) 地域用水配水計画

#### ① 基本的考え方

区分	配水体制	配水操作
平水年		
渇水年		

#### ② 配水操作計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		配水操作計画			配水管理者
		現況	目標	施設の概要	操作内容		
					平水年	渇水年	

#### ③ 配水操作体制

平水年	渇水年

### (3) 地域用水管理計画

#### ① 施設維持管理

##### ア. 基本的な考え方

--

イ. 施設維持管理計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理者
		現況	目標	施設の概要	管理内容	

ウ. 管理体制

②水質管理計画

3 地域用水機能増進体制整備計画

(1) 地域用水対策協議会

①組織構成

②連絡調整活動

③支援活動

④その他

(2) 活動支援

4 その他

別記様式第2号

地区名	地区
機能保全計画	
令和 年 月 〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村	

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調書
  - (1) 事業の状況
    - ①完了地区、②実施中の地区
  - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設機能監視計画

# 別記様式第3号

## 水利用調整事業計画

### 第1章 地域と農業水利施設等の概要

#### 第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。  
事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

#### 第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、担い手農地利用集積率、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

#### 第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

### 第2章 事業の基本方針

#### 第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

#### 第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

#### 第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

### 第3章 事業計画の内容第

#### 第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

#### 第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

#### 第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

#### 第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

#### 第5節 施設等の予定管理方法

関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

#### 第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しの場合は、上記に加え、水田農業高収益化推進計画を添付するとともに、産地推進計画における推進品目の作付範囲と水利使用の対象（受益）範囲の重複の関係性がわかる資料を添付する。

別記様式第4号

水利用調整事業計画概要書

都道府県名	地区名	関係市町村				事業実施主体				事業概要							
水系河川名						工 期		総事業費		千円							
現況 土地改良 施設の 整備状況	事業名										質的 水利 向上 の 概要  見直し、 循環 用水 等の 用水 の	目的					
	事業主体											水利権者					
	工 期											水利施設					
	受益面積 (ha)	水 田	畑	樹園地	その他	計				施設財産所有者							
	受益戸数	担い手農地利用集積率								施設管理者							
	農用 水利 施設	施設名	数 量	財産者	管理者	諸元等						その他事項 (通 水量、期間、水 田農業高収益化 推進計画の有無 等)					
	既得 水利 権	水利権者										施設整備内容	施設名	数量	事業費 (千円)	諸 元 等	
		水利施設															
		許可期間															
最大通水量(m ³ /s)																	
水利権調整状況																	
図 面 等	1. 計画位置図 2. 一般計画平面図 3. 計画用排水系統図																

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。

ア 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

イ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

別記様式第5号

水利用高度化推進事業計画

		農政局名		都道府 県名	
土地改良区名	所在地		受益面積	関係市町村名	
現況の地域用水機能の概要					
目標とする地域用水機能の概要					
事業 内 容	①地域用水機能増進計画策定				
	②地域用水機能増進支援活動				
	③地域用水機能増進活動				
	④施設等の補修整備				
備考					

		地区名	地区
		作成年月	年 月

**地域用水機能増進基本計画**  
**〇〇地区**

令和 年 月  
〇〇県〇〇土地改良区（市町村）

＜地域用水機能増進基本計画 目次＞

1 地区概要表	(4) 水質管理
2 地域の所在及び現況	①基本的考え方
(1) 所在	②水質管理計画
(2) 地域の概要	(5) 目標とする管理体制
①地域の地勢及び社会条件	(6) 支援体制の確立
②市町村等における地域開発等の方向	①地域用水対策協議会
(3) 農業用水の成立過程	②地域用水機能の啓蒙普及の考え方
①農業用水の歴史的経緯	③支援組織の考え方
②整備状況	④その他
(4) 現況の地域用水機能	5 事業実施計画
①地域用水機能の概要	(1) 事業実施計画
②施設タイプごとの地域用水機能の概況	(2) 指標等
③管理体制	①地域用水機能存在指標（現況）
3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方	②地域用水機能増進指標（現況及び計画）
(1) 基本方針	6 関連事業
(2) 高度化する機能ごとの基本的考え方	7 添付図面
4 施設の整備及び維持管理等の方策	(1) 地域用水環境整備現況図
(1) 施設の整備計画	(2) 地域用水機能増進構想図
(2) 配水操作計画	(3) 地域用水機能効果算定図（現況）
①基本的考え方	(4) 地域用水機能効果算定図（計画）
②配水操作計画	
(3) 施設の維持管理	
①基本的考え方	
②維持管理計画	

地域用水機能増進基本計画

1 地区概要表

都道府県名						地区名						地域用水機能の活性化のための方策	地域用水機能	現況		
関係市町村名													地域用水機能	目標		
地域の概要	地理的条件												施設整備			
	農業状況													配水操作		
計画対象面積	全体	水田	畑	その他農用地	農用地以外	備考	維持管理									
	ha	ha	ha	ha	ha			機能の増進	存在要件							
人口・戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数		備考		増進効果							
	実数															
	構成比															
農業基盤整備状況																

2 地域の所在及び現況

(1) 所在地

都道府県名	市町村名	土地改良区名

(2) 地域の概要

①地域の地勢及び社会条件

②市町村等における地域開発等の方向

(3) 農業用水の成立過程

①農業用水の歴史的経緯

②整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

(4) 現況の地域用水機能

①地域用水機能の概要



(2) 配水操作計画

①基本的考え方

区分	配水体制	配水操作
平水年		
渇水年		

②配水操作計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		配水操作の概要			配水管理者	備考
		現況	目標	施設の概要	操作内容			
					平水年	渇水年		

(3) 施設の維持管理

①基本的考え方

--

②維持管理計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理者	備考
		現況	目標	施設の概要	管理内容		

(4) 水質管理

①基本的考え方

--

②水質管理計画

施設	機能の増進目標		水質管理計画		水質管理者	備考
	現況	目標	施設の概要	管理内容		

(5) 目標とする管理体制

--

(6) 支援体制の確立

①地域用水対策協議会

--

②地域用水機能の啓蒙普及の考え方

--

③支援組織の考え方

--

④その他

--

5 事業実施計画

(1) 事業実施計画

- ア. 事業実施主体
- イ. 総事業費
- ウ. 予定工期
- エ. 予定費用負担割合

(2) 指標等

①地域用水機能存在指標（現況）

幹線名	支線名	水路延長 (m)	存在割合 (%)	地域用水機能存在延長 (m)					備考
				景観保全	流雪用水	防火用水	生活用水	合計	
〇〇用水路	〇〇〇支線	1,000	40	100	200	150	100	400	(記入例)
合	計								

注1：地域用水機能存在延長の合計は各機能の重複部分を除く。  
 注2：存在要件達成型の場合は、計画についても作成すること。

②地域用水機能増進指標（現況及び計画）

幹線系統名	幹・支線名	地域用水 機能名	機能 番号	現況（計画）における地域用水機能発揮に係る指標別評価													備考
				評価値				係数				算定値					
				了ヶセス 指標 A	水路状況 指標 B	水位変動 指標 C	水質 指標 D	延長 a	戸数 n	密度 a'	換算 距離 a*a'	了ヶセス 指標 A*a*a'	水路状況 指標 B*a*a'	水位変動 指標 C*a*a'	水質 指標 D*a*a'	計	
〇〇幹線	〇〇支線	防火用水	防-1	1	1	5	-	200	4	0.1	20	20	20	100	-	140	記入例
〇〇幹線	××支線	景観保全	景-1	1	1	5	4	1500		1.0	1500	1500	1500	7500	6000	16500	記入例
〇〇幹線	××支線	生活用水	生-1	2	1	5	5	1	2	10.0	10	20	10	50	50	130	記入例
合	計																
	景観保全																
	流雪用水																
	防火用水																
	生活用水																

6 関連事業

7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水機能増進構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

別記様式第7号

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
一般地区・施設	※注3					
重要地区・施設	※注4					
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	計

※注1) 別紙3の第2の3の(1)のウについては、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 別紙3の第2の3の(1)のウについては、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 一般地区・施設については、別紙3の第2の3の(1)のア～オの該当項目を記載する。

※注4) 重要地区・施設については、別紙3の第2の3の(2)のア～オの該当項目を記載し、その事業構想や該当する根拠が分かる資料を添付する。

別記様式第8号

保全整備事業計画書（〇〇地区）

1. 機能保全計画の策定

(1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※3：規模とは、貯水池は貯水量（千m³）、頭首工は取水量（m³/s）、揚水機及び排水機は揚水量（m³/s）、樋門及び水路は通水量（m³/s）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(2) 施設数計

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	排水樋門	用(排)水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

2. 対策工事

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対策の概要

### 3. 緊急対応の実施

施設名	造成年度	種類	規模	水路延長	対応の概要

### 4. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
1. 機能保全計画の策定	千円	
2. 対策工事	千円	
3. 緊急補修工事	千円	
計	千円	

### 5. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

別記様式第9号

高リスクパイプライン緊急調査事業計画

(1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること。

※2：種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

※3：規模とは、水路の通水量（ $m^3/s$ ）、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、揚水機及び排水機は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(2) 調査概要等

調査目的						備考
緊急調査の概要		※5				
緊急性・必要性		※6				
事業内容及び費用負担	調査内容	数量 (管種、口径)	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	計
	※7	※8				

※5：以下の①～③の調査内容を参考に本事業で実施する調査の概要を記載

①水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査

②管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、塗装の劣化腐食等）、継手部の変状（開き、ゆるみ、抜け、漏水等）等の調査

③管外面調査、周辺調査：管路自体の変状（ひび割れ、管厚、カバーコートモルタルの腐食等）、周辺の地下水質、土壌等の調査

※6：パイプラインの現状（老朽度、事故履歴等）、事故発生時の影響（農業者、第三者への影響等）、周辺環境状況等による調査実施の緊急性、必要性について記載。

※7：具体的な調査内容を記載。

※8：調査延長を記載し、括弧に管種、口径を記載。

(3) 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

別記様式第10号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

〕 都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
  2. 事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項
  3. 用水の水利使用に係る調整状況
  4. 担い手農地利用集積率
  5. 事業収支決算書
- (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

別記様式第11号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇土地改良区理事長 名  
〇〇市 町 村 長 名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 地域用水機能増進割合の達成状況

	当初	計画	現況	達成率
地域用水機能増進割合(%)				

3. 諸活動等実施状況の概要

活動項目	活動内容	備考

別記様式第12号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都 道 府 県 知 事 名  
市 町 村 長 名  
土 地 改 良 区 理 事 長 名

施設計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業達成状況の概要

事業の種類	実施結果	備考

※調査範囲に変更があつた際は、位置図を添付すること。

別記様式第13号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名  
市町村長 名  
土地改良区理事長 名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧^{※1})

施設名	造成年度	種類 ^{※2}	規模 ^{※3}	水路延長 ^{※4}	管理主体	備考

※1：必要に応じて項目数を増減させること

※2：種類とは、ダム、頭首工、揚水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

※3：規模とは、ダムは貯水量(千³m)、頭首工は取水量(m³/s)、揚水機場及び排水機場は揚水量(m³/s)、樋門及び水路は通水量(m³/s)

※4：水路延長とは、水路の場合は延長(km)、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	ダム	頭首工	揚水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

別記様式第14号

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都 道 府 県 知 事 名  
市 町 村 長 名  
土 地 改 良 区 理 事 長 名

高リスクパイプライン緊急調査事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体及び地区名

2. 事業内容

	事業内容	施設名	構造及び規模
(1) 事業実施概要			
(2) 実施調査内容			
(3) 調査結果の概要及び評価			
(4) 緊急防災等工事計画書内容※			
(5) その他			

※緊急防災等工事計画書については、緊急調査を実施後、事故の兆候が認められ、本事業において当該計画書を作成する場合に記載する。